



江蘇省TSB－上海IPGブランド保護連携フォーラム 2012年次報告書

2013年3月

日本貿易振興機構上海事務所

知識産権部

JETRO

はじめに

2012 年度、江蘇省 TSB-上海 IPG ブランド保護連携フォーラム（以下「フォーラム」という）では、2008 年度に制定した活動テーマ「劣悪模倣品からの決別」を中心にし、2011 年度までに蓄積した活動実績を踏まえ、諸活動を継続した。主な活動は以下の通りであった。

【2012 年度活動の背景】

2011 年度までに、権利者・江蘇省 TSB・消費者三者間の交流を深め、より秩序ある市場環境を構築するため、フォーラムの枠組みで活動を実施した。特に権利者と江蘇省 TSB の交流は、各種の交流会・摘発活動などの形で多様に渡って行われた。

【江蘇省 TSB-上海 IPG の交流】

2012 年度は、例年の通り、江蘇省 TSB と上海 IPG 運営幹事会・事務局が交流を継続し、活動計画・実施状況の確認・計画の中間見直し・評価等を共同で実施した。従来の経験に基づき、こうした作業は円滑かつ友好的に行われた。

一方、その他の交流活動には、2012 年度に特徴的な項目も複数存在した。特筆すべき事項としては、次の 2 点が挙げられる。

①IPG が江蘇省昆山市 TSB を 2011 年の知的財産権保護貢献部門に選定

感謝式典において、江蘇省昆山市 TSB は貢献部門の一つとして選定された。IPG 会員企業の推薦理由は全て、フォーラムの活動に基づく事項であった。

フォーラム活動の方向が、権利者の実務上の視点からも評価されていることを表していると考えられる。

②ブランド保護協力備忘録活動の継続展開

2011 年度に実施した活動とのつながりを重視し、フォーラムは 2012 年に次ぎの活動を重点的に展開した。まず、前年度の活動成果を踏まえ、ブランド保護協力備忘録活動の地域を拡大した。つぎに、活動成果を検証するため、2011 年度の初犯侵害者の再犯状況について調査を実施した。調査・取締り活動において、権利者と当局はフォーラム枠組のもと、価格認定プロセスの明確化・再犯業者への重罰などについて検討した。

【知的財産権を重視する雰囲気形成】

ーブランド保護協力備忘録活動ー

2010年に同覚書を締結して以来、江蘇省TSBおよび権利者の協力を得て、様々の活用活動を展開した。2012年には、以下の2項目に注力した。

①2011年度「初犯者情報の提供」活動に対する効果検証

2011 年、権利者オムロン・パナソニック・白光 3 社は、初犯者情報を江蘇省 TSB へ提供した。その後、江蘇省 TSB の調整・指示にもとづき、関連部門は昆山市・蘇州市・南京市で取締りを実施した。

昨年度の活動の効果を検証する目的で、2012 年、取締りが実施された業者について確認調査を実施した。一部の業者が模倣品の販売を停止したことから、「初犯者情報の提供」活動はある程度効果を収めたと言える。

再犯業者について、権利者はあらためて江蘇省 TSB に申立した。江蘇省 TSB および関連部門は積極的に対策を講じた。

②ブラックリストの提供（再犯の抑止）

2012年には、自動車部品の製造工場16社の情報をブラックリストにあげた。この16社は昆山市と丹陽市に分布し、いずれも過去、模倣品の製造・販売で取締りされたことがある。権利者は2012年8月と11月、2回にわたって確認調査を実施したところ、4社が再犯したことを確認した。再犯した4社について、TSBは権利者の申立てにもとづき、取締りを実施した。

－成果物の活用－

2012 年度には、フォーラムで作成した成果物の更新に注力した。

とくに権利者基本情報が掲載するポケットブックについては、3 月に更新が完了した。その後、江蘇省のみならず、他の地域の行政部門に計 1,600 以上も配布した。各地の利用者から「TSB の日常検査において役に立つ」との声が多く聞かれた。

一方、2012 年度には、従来のフォーラム活動で蓄積された研究成果等を関連中央・地方政府部門に一層の普及がはかられた。（内容は後述）。

【フォーラム活動への理解促進・活動活性化】

2012 年度には、以下のイベントにおいて、フォーラム活動の成果について普及した（詳細は本文）。

5 月：国家質量監督検閲検疫総局（以下「AQSIQ」という）－IPG 交流会

6 月：江蘇省 TSB への訪問

とくに 5 月の交流会において、権利者と関連部門は以下の内容について検討し、意見を交換した。

- ・ IPG 知財保護対策の主要活動
- ・ 共犯/分業化（ノーブランド品の問題）

上記内容の交流を通じ、2012 年度は、従来の研究・活動で蓄積した成果普及を軸に、フォーラムの存在およびフォーラムで実施してきた活動・結果への理解が進んだと考えられる。

【フォーラムの影響力拡大】

IPG は、2012 年に IIPPF が毎年派遣している中国中央政府向け実務レベルミッションに参加、協力した。IIPPF は、2012 年 1 月に中国政府機関 3 機関（国家質量監督検閲検疫総局、海関総署、国家林業局）を訪問した。IIPPF が提出する建議事項につき、深堀の意見交換を行った。同ミッションの準備段階において、IPG からは、フォーラム枠組みの活動成果に基づき、ミッション団の交流・建議内容に意見を提示した。

本報告書は、中日共同で、フォーラムの 2012 年度活動の概要を取りまとめたものである。活動計画、活動内容の紹介、案件事例及び 2012 年度の活動総括の 4 部分から構成されており、2012 年の活動内容と成果を総括し、今後に向けた課題の抽出、改善手段の検討を行ううえでの基礎資料とし、活動の充実・拡大を達成する目的で作成した。本報告書が本フォーラム活動の更なる発展、及び中国における知的財産権保護活動推進の一助となることを祈念する。

本報告書の作成にあたっては、江蘇省 TSB 及び上海 IPG 会員各位より、案件事例などに関する資料の提供をいただいた。ここに厚くお礼を申し上げる。

2013 年 3 月

目 次

はじめに	
上海 IPG 代表挨拶	1
第 1 章：2012 年度活動計画	2
第 2 章：2012 年度活動	8
1. 江蘇省 TSB-上海 IPG の交流	10
(1) フォーラムの運営	10
(2) IPG 2011 知的財産権保護貢献部門感謝式典	11
(3) 江蘇省 TSB-上海 IPG 運営幹事交流会	16
2. 知的財産権保護の雰囲気形成に向けた取組み	18
(1) 成果物の活用(ポケットブック)	18
(2) 啓発活動(啓発ビデオ及び普及)	18
3. 理解促進、活動活性化に向けた取組み	19
(1) AQSIQ-IPG 交流会	20
(2) 江蘇省 TSB への訪問	25
4. フォーラムの影響力拡大	26
(1) IIPPF ミッションを通じた成果普及	26
第 3 章：フォーラム枠組みでの案件事例	27
1. 「ブランド保護協力覚書」活用活動の事例	29
第 4 章：2012 年度活動総括	50
1. 2012 年度活動状況	51
2. 2012 年度活動評価	52
3. 2013 年度に向けた課題	52
4. 2013 年度活動計画	52
添付資料	53
1. 江蘇省 TSB-上海 IPG 保護連携フォーラム定款	53
2. 江蘇省 TSB/上海 IPG(日資企業知識産権保護連盟) /日本貿易振興機構上海代表処 ブランド保護連携覚書	55
3. 上海 IPG の紹介	57

上海 IPG 代表挨拶

上海 IPG グループ長 丸山 幸之助

昨年は、相変わらず、欧州、米国、日本の景気低迷が続き、世界全体が中国の成長に助けられた一年でした。我々上海 IPG も、この中国の成長に併せ、多くの活動を活発に展開することができました。例えば、上海 IPG の活動成果の活用として、昨年に続き、5 月に質量監督総署・華東地区質量監督局-中国 IPG 交流会、9 月に商標年会での工商局-中国 IPG 意見交換会を通じて活動成果を紹介し、交流を深めることができました。



具体的にご紹介をしますと、江蘇省 TSB には、江蘇省 TSB ブランド保護フォーラム活動を実施していただいております。この覚書に基づくプログラムとして、権利者から江蘇省 TSB への初犯者情報提供、再犯者情報提供があります。このプログラムのモデルケースとして、昨年は、電機・電器製品、及び自動車・自動車部品を対象とした摘発をしていただきました。

また、昨年 8 月には、江蘇省 TSB-上海 IPG 幹事会との意見交換会を開催し、江蘇省 TSB ブランド保護フォーラム活動を進める上での課題等を共有化させていただきました。一方で、昨年 5 月の知的財産権保護貢献部門感謝式では、2011 年知的財産権保護貢献部門として、大きく貢献をいただいた江蘇省昆山市 TSB を表彰させていただき、この際にも、意見交流をさせていただきました。このように、設立からまもなく 6 年を数える本フォーラムが、一步一步前進を続けていることを嬉しく思いますとともに、都度ご尽力いただいている関係各位への感謝の念を新たにしております。

一方で、昨年 9 月からの日中関係の悪化により、中国各当局と私ども上海 IPG の交流も困難になってしまいました。残念ながら 9 月に企画をしていた上海 IPG 設立 10 周年式典も中止となってしまいました。

このような状況においても、江蘇省 TSB には、先のプログラムを実行していただき、影響の大きな摘発をしていただきました。これも、江蘇省 TSB と上海 IPG の長きにわたる深く強い関係によるものと感謝をしております。

本年も、上海 IPG の従来活動をまとめた冊子「上海 IPG の歩み」を作成しておりますが、その中でも、先にご紹介しましたように江蘇省 TSB との連携の成果は際立ったものとなっております。我々は、2013 年度の両国の関係改善を願うとともに、こうした成果を基盤として、2013 年以降も新たな目標をもって活動に望む所存であり、本フォーラムを更に発展させ、微力ながらも江蘇省発展の一助となる活動を展開できますよう、引き続き皆様と一丸となって努力していきたいと思っております。

第一章

2012 年度活動計画

1. 活動方針(骨子)

江蘇省 TSB と上海 IPG は、2012 年度の活動方針について継続的に議論したうえ、2008 年に制定した活動計画を踏襲することとした。方針の骨子は、次のとおりである。

(1)活動テーマ：劣悪模倣品からの決別

模倣品の問題は、麻薬と同様、その周辺当事者が自ら決別の意思を持たなければ解決に至らないとの考えに基づき、昨年度に引き続き同テーマを設定した。テーマ設定の主眼は、消費者の保護にある。

(2)達成目標

- ①江蘇省全体において、知的財産権を重視する雰囲気を形成する。
 - ②周囲からのフォーラムへの理解を促進し、活動の活性化をはかる。
 - ③周囲の模範となり得る活動を実施し、他地域に活動の幅を広げ、フォーラム活動の影響力を高める。
- ∴「劣悪模倣品からの決別」には、多方面における知財重視意欲の向上が必要と考えられたこと、及びフォーラム活動が、当初からモデル的な活動（スキーム）の構築および当該モデルの他地域への移転を目指していたことに鑑み、本目標を設定した。

なお、2012 年度は次の 2 点に注力し、諸活動を展開した。

●覚書の積極活用

江蘇省 TSB-上海 IPG/日本貿易振興機構上海事務所にて 2010 年に締結した覚書に定められた模倣品摘発のスキームを積極的に活用し、模倣業者への打撃を強化する。

●既存素材の普及・活用促進

2012 年にはポケットブックの内容を更新し、全国の TSB・AIC・税関などに宣伝・配布した。こうした活動によって、模倣品の危険性周知、TSB 職員による日常検査の円滑化をはかる。

ポケットブックは 2009 年度に作成し、宣伝・配布し始めた活動である。

(3)活動の概要

2012 年度活動の概要について、江蘇省 TSB と上海 IPG は、複数回にわたる協議を行い、従来の活動と上記達成目標を基礎に、次のように実施項目を設定することで合意に達した。

目標① 知財重視の雰囲気形成

活動分類	協力覚書の活用	共同制作物の活用
主な実施項目	●2011 年「初犯者情報提供」活動の効果検証 ●再犯の抑止	ポケットブックの更新・活用
実施内容 (期待する効果)	覚書に基づき上記 2 種類の活動を実施 権利者より情報提供し、TSB が検査を手配	中国内の関連政府部門にポケットブック (1,600 部以上) を配布

目標② 理解促進・活動活性化

実施項目	●2011 知的財産権保護貢献部門感謝式典での活動周知 ●AQSIQ-IPG との交流における成果の紹介
実施内容 (期待する効果)	2012 年は、例年のとおり、フォーラム活動で蓄積した経験および活動を積極的に関連政府機構に普及した。フォーラム活動への理解深化を図った。 <対象部門> 商務部、国家質量監督検験検疫総局、税関総署、公安部、江蘇省・浙江・上海市 TSB 等の地方当局

目標③ 影響力の拡大

実施項目	IIPPF 中央実務レベルミッション
実施内容	IPG からは、フォーラム枠組みの活動成果に基づき、ミッション団が国家質量監督検験検疫総局への交流・建議内容に意見を提示した。

(4) 実施項目の詳細及び結果

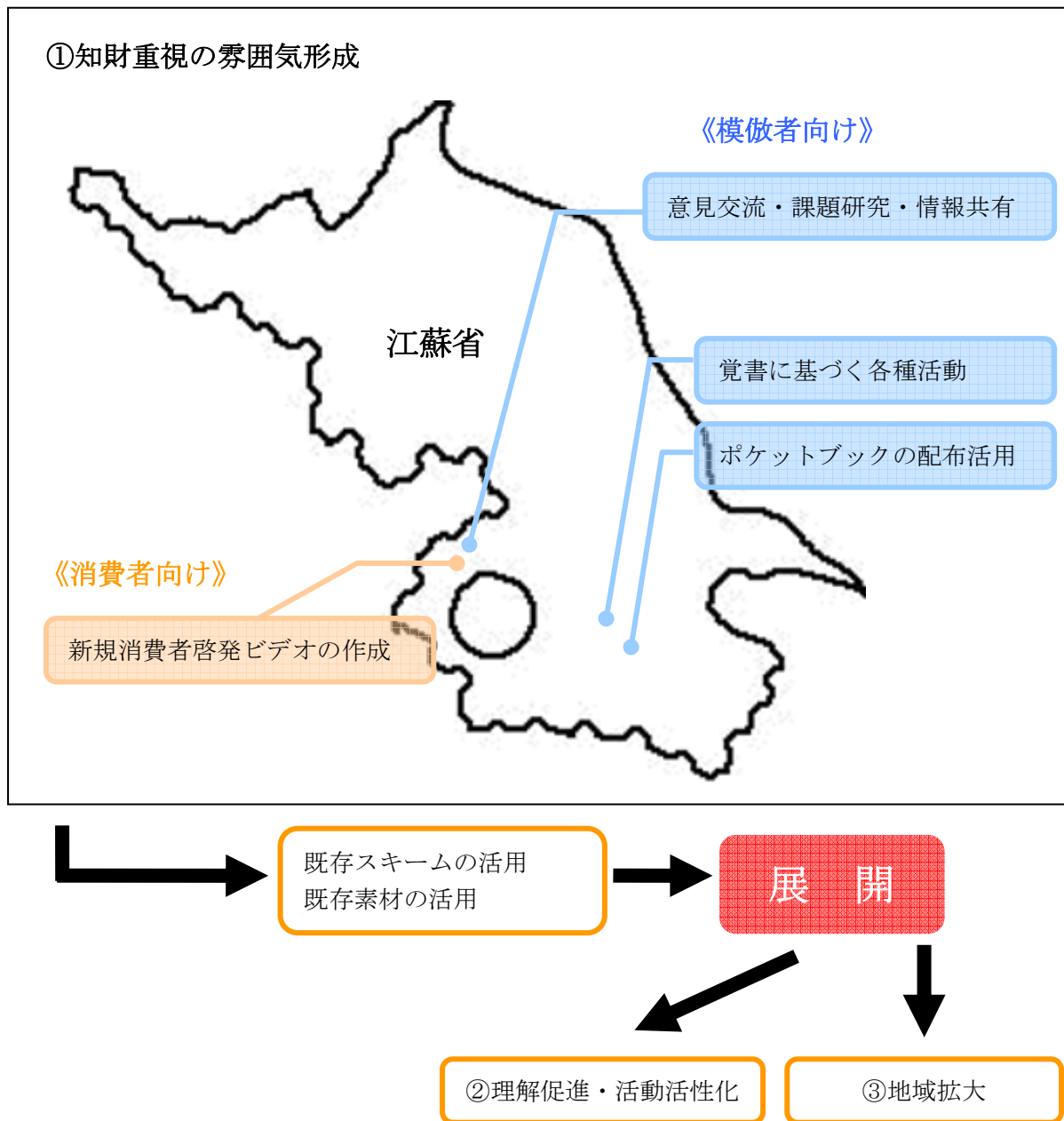
2012 年度活動の概要について、江蘇省 TSB と上海 IPG は、年度当初段階で複数回にわたる協議を行い、従来の活動と上記達成目標を基礎に、次のように実施項目の計画を設定することで合意に達した。

<2012 年度実施項目及び達成状況>

目標	項目	実施内容・目標	達成状況
目標① 知財重視の 雰囲気形成	年次総会	6 省 1 市 TSB 連席会議開催に合わせ実施	延期
	成果物の活用 (ポケットブック)	①ポケットブックの内容更新 ②更新したポケットブックの配布 (省内外) ③ポケットブック利用事例の確認	①達成 ②達成 ③達成
	啓発活動 (啓発ビデオ)	①消費者啓発ビデオの普及を継続 ●総会での放映（必要に応じ） ●江蘇省内での TV 放映 ●関連イベントでの放映 ●他省への提供およびそれに伴う放映 ②新規啓発ビデオの作成	①新規内容の検討で 放映を中止 ②新規ビデオの内容 について検討
	覚書の活用	例年のとおり次ぎのプログラムを積極的に展開 ①初犯情報提供 ②再犯抑止活動 ③侵害行為分布情報提供	①2011 年度活動への 効果検証が成功 ②ブラックリストを 提出(計 16 社) 再犯した 4 社につ いて取り締まりを 実施
目標② 理解促進・ 活動活性化	2011 知的財産権保護貢献 部門感謝式典	感謝式典における交流	2011 知的財産権保護 貢献部門として江蘇 省昆山市 TSB が感謝 式典に参加し、IPG 会員と交流を行った
	中央部門との交流強化	AQSIQ-IPG 交流会を開催での成果紹介	達成
目標③ 影響力拡大	フォーラムの影響力の拡大	他省 TSB との交流を開始	国内事情によって展 開できず
	意見交流・課題研究	①共同での法制度運用確認プロジェクト の実施 ②関連部門に各種情報提供等を行う	①実施できず ②IIPPF ミッション 団が国家質量監督 検査検疫総局への 交流・建議内容に 意見を提示

2. 活動イメージ

2012 年度活動の全体的なイメージは次のとおりである。



②理解促進・活動活性化



③地域拡大

意見交換・共同活動の推進

2008 年度

- ・ 山東省
山東省 TSB-上海 IPG 農薬
ワーキンググループ会合(4 月)
- ・ 広東省
広州市 TSB-上海 IPG 化粧品
ワーキンググループ会合(6 月)

2009 年度

- ・ 安徽省
真贋対策セミナー開催(8 月)
- ・ 四川省
四川省 TSB 訪問(11 月)

2010 年度

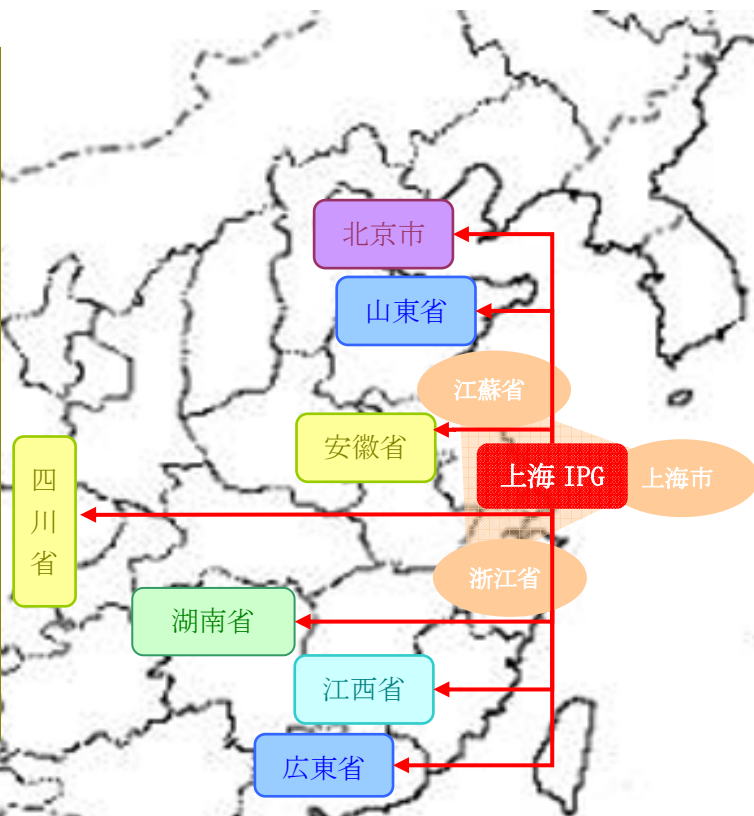
- ・ 江西省
江西省 TSB 訪問 (10 月)
- ・ 四川省
四川省 TSB との交流(1 月、6 月)

2011 年度

- ・ 湖南省
湖南省 TSB との交流(9 月)

2012 年度

- ・ 北京市
IIPPF 中央実務レベルミッション
に IPG が参加



第二章 2012 年度活動

<2012 年度活動の概要>

フォーラムは、設立時に「2007 年度江蘇省保護知識産権十大案件十件大事」に選定されるなど各方面からの注目を集めた。その後、多くの関係者の協力のもと、活発な活動が展開されている。設立後の日系企業向けアンケート調査では、江蘇省の模倣品状況の改善が示され、活動の成果が目に見える形となって表れてもいる。

2008 年度からは、両者間で定めた活動方針に沿った計画を立案・遂行し、4 年目の節目に当たる 2011 年度までの間に、経験の蓄積・活動の枠組み強化がはかられる。うち、2010 年に締結した「ブランド保護連携備忘録」は、継続交流で培われた相互信頼や、両者のフォーラムへの積極姿勢を示すものとして特筆に値するものであった。

こうした背景を踏まえ、2011 年末には、従前に構築・蓄積した仕組みや成果の有効活用、フォーラムの目標実現などの課題について両者間で協議し、2012 年度フォーラム活動の重点を次の 2 点に取り決めた。

1. 協力備忘録の積極活用
2. 既存素材の普及・活用促進

これらの重点は、フォーラム設立当時の目的である「江蘇省において知的財産権保護の良好なモデルを構築し、他地域への波及効果を生み、中国における知的財産権保護の全体的な活性化を実現する」に合致するものである。

1. 江蘇省 TSB-上海 IPG の交流

(1) フォーラムの運営

2012 年には、上海 IPG 運営幹事会、日本貿易振興機構上海事務所及び一部の上海 IPG 内 WG（以下「WG」という）が主体となって、江蘇省 TSB との間で主な活動を検討・実施するとともに、従来活動成果を他地域に普及した。スケジュールは概ね下表のとおりであった（詳細は後述）。

時期 検討事項	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
貢献部門感謝式	● 江蘇省昆山市 TSB へ出席要請	● 江蘇省昆山市 TSB 貢献部門と して出席		
運営幹事交流会			● 交流会開催	
成果物の利用 ポケットブック	● 内容更新完了	● 全国行政機関 へ配布		
消費者啓発ビデオ		● 内容更新を検 討		
AQSIQ-IPG 交流会		● 交流会開催 (フォーラム成 果を報告)		
覚書の活用				● 2011 年度の「初 犯者情報提供」 活動成果を検 証 ● ブラックリス トにおける再 販業者につい て取締りを実 施
その他	● IPG が IIPPF 中 央レベル実務 ミッションに 参加			

(2) 2011 IPG 知的財産権保護貢献部門感謝式典

「知的財産権保護貢献部門」とは、IPG メンバーである日系企業が、中国における知的財産権保護において、当年に最も貢献したと考える各地の司法・行政部門を指す。2012 年度も例年と同様、10 部門を選定して同式典に招へいた。これらの政府部門は、消費者保護・知的財産権重視などに効果的な成果を創出した。IPG 知的財産権保護貢献部門の選定基準は主に以下のとおりである。

- ・ IPG メンバーからの推薦
- ・ 知的財産権保護活動への積極性や自主性
- ・ 活動の成果や侵害者・社会全体への影響度
- ・ 権利者からの要望への協力性
- ・ 執法方法の先進性や戦略性など

江蘇省昆山市質量技術監督局は、2 社からの推薦を受け、貢献部門の一つとして選定された。

【開催主旨】

- ①2011 年度の IPG 知的財産権保護貢献部門に謝意を表す。これらの政府部門は、日系企業（北京・上海・広東 IPG 会員）の知的財産権保護に優れた成果を創出した。
- ②IPG は日本政府が後援する企業活動の一環であり、知的財産権保護活動において様々な成果を得た。この点について、2011 年度の IPG 知的財産権保護貢献部門にも顕彰し、活動の促進をはかる。
- ③同感謝式典は中国国家政府の協力を得て開催された。そこで、中国 IPG と中国知的財産権の関連部門との交流を促進した。今後の問題解決の円滑化をはかる。

日時 2012 年 5 月 17 日(木) 18:30～20:30

主催 IPG/日本貿易振興機構

【感謝式典議事次第】

開会挨拶

日本貿易振興機構 上海事務所 所長 三根 伸太郎氏

来賓挨拶

商務部 条約法律司 副司長 楊 国華氏
在上海日本国総領事館 首席領事 丸山 浩一氏
日本国特許庁総務部国際課地域政策室長 山本 信平氏

貢献部門への謝意表明

1. 貢献部門発表・謝意表明
上海 IPG グループ長 丸山 幸之助氏(リコー)
2. 記念品贈呈
北京 IPG グループ長 竹市 博美氏(トヨタ)
広州 IPG グループ長 何 浩前氏(パナソニック)
各推薦企業代表
3. 記念写真撮影

閉会挨拶

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部
知的財産課長 加藤 康二氏



▲感謝式典の写真

【中国側来賓】

<国家来賓>		<2010 貢献部門>	
■国家質量監督檢驗檢疫總局 執法督查司 副司長	馬雪冰氏	■浙江省寧波市知識產權局 局長	李 旭氏
■商務部 条約法律司 副司長	楊国華氏	■浙江省寧波市知識產權局 主任科員	吳華榮氏
■商務部 条約法律司 副処長	紀文華氏	■湖南省湘潭県公安局 副局長	陳一新氏
■海関総署 政策法規司 副司長	陳旭東氏	■湖南省湘潭県公安局 経偵大隊 大隊長	張浩繁氏
■海関総署 政策法規司 副司長	景世剛氏	■上海市工商行政管理局 主任科員	孔培榮氏
■海関総署 政策法規司 知識産権処 副処長	李群英氏	■浙江省紹興市工商行政管理局 経済検査支隊 支隊長	梁欽鴻氏
■海関総署 政策法規司 知識産権処	李 丹氏	■浙江省紹興市工商行政管理局 経済検査支隊 副支隊長	応 超氏
■海関総署 政策法規司 知識産権処	彭 隽氏	■広東省広州市工商行政管理局荔湾区分局 経済検査大隊 隊長	麦小彦氏
■海関総署 政策法規司 知識産権処	王 洋氏	■広東省広州市工商行政管理局荔湾区分局 商標広告科 科長	劉欣宇氏
<地方来賓>		■江蘇省昆山市質量技術監督局 副局長	徐 斌氏
■浙江省知識産権局 副局長	吳 堅氏	■江蘇省昆山市質量技術監督局 稽查大隊 大隊長	屈建東氏
■浙江省知識産権局 執法処	張志中氏	■広東省佛山市南海区質量技術監督局 稽查隊 副隊長	甘海榮氏
■江蘇省知識産権局 主任	王 強氏	■広東省佛山市南海区質量技術監督局 稽查隊 科員	李松慶氏
■上海市知識産権局 国際交流処	王星瑩氏	■上海海関 法規処 副処長	姚漪娟氏
■江蘇省質量技術監督局 稽查処 処長	郭一誠氏	■上海海関 法規処 科長	徐 楓氏
■江蘇省質量技術監督局 稽查処 科長	顧龍權氏	■寧波海関 法規処 処長	陳 晞氏
■宿遷市質量技術監督局 副局長	羅雪明氏	■寧波海関 法規処 科長	孔 露氏
■宿遷市質量技術監督局 稽查支隊 副支隊長	李朝陽氏	■寧波海関 法規処 副科長	解時波氏
■浙江省質量技術監督局 稽查総隊 副総隊長	顧国営氏	■黄浦海関 法規処 知識産権保護科 科長	宋 揚氏
■浙江省質量技術監督局 稽查総隊 科長	丁希臻氏	■黄浦海関 黄浦老港海関風険管理科 副科長	劉楊洲氏
■上海市質量技術監督稽查総隊 副総隊長	潘孝国氏	<その他来賓>	
■上海市質量技術監督稽查総隊 支隊長	程本仁氏	■中国外商投資協会(QBPC) 主席	張為安氏
		■大韓貿易投資振興公社上海代表処	玄珍延氏

【日本側来賓】

■ 特許庁 国際課 地域政策室長 山本 信平氏
■ 特許庁 国際課 模倣品対策組 大河 卓郎氏
■ 経済産業省製造産業局 模倣品対策・通商弁公室・参事官補佐 高砂 義行氏
■ 駐上海日本国総領事館 首席領事 丸山 浩一氏
■ 駐上海日本国総領事館 領事 福永 茂和氏
■ 日本貿易振興機構 上海代表処 三根 伸太郎氏
■ 日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部・知的財産課 課長 加藤 康二氏
■ 日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部・知的財産課 課長代理 秋葉 隆充氏

今回の式典において、次の理由で江蘇省昆山市 TSB が推薦された。

■推薦企業

- ①欧姆龍（中国）有限公司
- ②パナソニック株式会社

■推薦理由&推薦案件-①欧姆龍（中国）有限公司

推薦理由

1. レスポンスの迅速さ：当社による告発情報を重視し、直ぐに取締の実施に関して連絡していただきました。その後模倣品販売業者に対し現場取締の実行ができた。
2. 真剣さ：模倣品を発見次第、商品の数に関わらず、一つ一つカウント・記録・押収ができ、案件処理の態度は謹厳かつ真剣であった。

推薦案件

摘発日：2011年11月19日

場 所：昆山港龍建材市場、昆山玉山鎮超華商貿城、昆山億豐機電城

管轄 TSB：昆山市 TSB

背景

江蘇省 TSB からの指示に従い、昆山市 TSB は対象の 8 店舗に対し取締を実施した。

侵害製品

制御機器製品

リレー、タイマ、マイクロスイッチなど

侵害類型

商標侵害

企業名称住所の偽造

ニセモノを本物と偽る

申立概要

上記 3 市場内の計 8 店舗が模倣品を扱っている疑いがあった。

権利者より江蘇省 TSB に申立を行った。

取締結果

模倣品販売店舗 4 店において、模倣品リレー 1,513 個、タイマ 14 個、マイクロスイッチ 152 個が発見された。

その他 4 店は模倣品販売未発見。



■推薦理由&推薦案件-②パナソニック株式会社

推薦理由

1. 迅速な出動、手続：速やかに出動するとともに、摘発後、短期間で処理を終えた。
2. 小さな案件へも全て対応：処分が困難と予想されるものや在庫がほとんどないと見込まれるものも複数ふくまれていたが、昆山 TSB は、全てのターゲットを検査した。
3. 適正な処罰：押収品数量の多いターゲットには高い罰金を科し、少ないターゲットには軽い処罰を科すなど、納得感のある処罰の認定であった。
4. 処罰決定書の発行：権利者要望への配慮をいただいた。

推薦案件

摘発日：2011 年 11 月 17 日

場 所：昆山港龍建材市場、昆山商貿城(昆山市震川西路)

管轄 TSB：昆山市 TSB

背景

江蘇省 TSB からの指示に基づき、昆山市 TSB は 16 店舗に対して検査を実施した。2 名ずつ 4 チームに分かれ、16 ターゲットへの検査を行った。

侵害製品

配線製品(コンセント、スイッチなど)

侵害類型

商標侵害

申立概要

上記市場内の計 16 店舗が模倣行為を行っている疑いがあった。

初犯者情報として TSB に申立を行った。

検査結果

多数の模倣品在庫を有するターゲット…7 店舗
10 個未満の模倣品在庫を有するターゲット…5 店舗
模倣品が発見されなかったターゲット…4 店舗
TSB は侵害品 622 個を全て押収、処理した。



■推薦企業から江蘇省質量技術監督局へのメッセージ/コメント

①欧姆龍（中国）有限公司

昆山市 TSB は権利者による告発情報を受けて、直ちに取締を実施し、積極的に権利者の合法権益を保護しました。取締の執行プロセスは規範的であり、案件処理も謹厳であります。昆山市 TSB の指導者および取締担当者の皆様に対し、心より感謝と敬意をあらわします。

②パナソニック株式会社

権利者からの通報後、真摯な態度で小さな案件までへも全て対応していただき、今回のように効率的に対応いただければ模倣品に抑止効果が高いと考えます。昆山 TSB の業務への真剣な協力的姿勢に感謝しています。



■江蘇省質量技術監督局からのコメント

企業が自ら自分の権利を守ることが非常に大事だと思います。今後も引きつづき企業と協力していきたいと思います。

江蘇省昆山市質量技術監督局は、2011 年度の「ブランド保護協力覚書」活用活動において活躍していた。昆山市質量技術監督局の効率的な対応につき、権利者からも好評された。

このような政府部門と企業間の積極的な交流は、昆山市質量技術監督局の当選につながると考えられる。

また、江蘇省の TSB が知的財産権保護貢献部門として選定されたことは、今回が 3 回目となる。フォーラムの良好な発展を遂げている裏付にもなる。

(3) 江蘇省 TSB-上海 IPG 運営幹事交流会

江蘇省 TSB と上海 IPG 運営幹事会では、フォーラム設立以来、毎年継続的な交流を行っている。
2012 年は 8 月、上海 IPG 運営幹事会へ江蘇省 TSB 代表を招へいし、今年度の交流内容について具体的な確認作業を行った。

日時 2012 年 8 月 23 日(木) 16:10～18:00

場所 日本貿易振興機構上海事務所大会議室

【参加者】

■江蘇省質量技術監督局 稽查处 副処長 張 彤氏
江蘇省質量技術監督局 稽查处 科 長 顧 龍權氏

■上海 IPG 幹事

(運営幹事)

理光(中国)投資有限公司 中国極法務知財部

住友化学(上海)有限公司

住友化学(上海)有限公司

カシオ上海貿易有限公司 知識産権部

夏普(中国)投資有限公司 知財センター

重機(中国)投資有限公司 研究開発中心 知識産権

恩梯恩(中国)投資有限公司

五十鈴(上海)技貿実業有限公司

(日本貿易振興機構上海事務所)

副所長 服部 治氏、知識産権部部長 秋葉 隆充氏、知識産権部主管 王 璐氏

総経理

(知財担当)

(現任)

総経理

(新任)

総経理

部長

センター長

項目組長

技術総監

管理部長

丸山 幸之助氏

(グループ長)

大上 信夫氏

(副グループ長)

田中 宏氏

岸上 泰生氏

宮腰 佳代子氏

宇田川 雄司氏

板山 光和氏

松尾 研児氏

【主な交流内容】



【主な検討内容】

①年次総会

2013 年 4 月に開催予定

②備忘録活用

2011 年度と同様の 3 プログラムを継続する

- ・ 初犯者情報の提供
- ・ 再犯の抑止（ブラックリストの提供）
- ・ 侵害行為分布情報提供

備忘録の枠組みに基づく案件処理において、模範的事例の創出に努める

③啓発ビデオの活用

消費者啓発ビデオの普及を継続する

- ・ 総会での放映
- ・ 江蘇省内の TV 放映
- ・ 関連イベントでの放映

9 月の質量月間、上海 IPG の関連活動、江蘇省 TSB 関連の消費者啓発活動など

- ・ 他省への提供および放映

新規啓発ビデオの作成(企画中)

④意見交流・トレーニング

江蘇省 TSB と上海 IPG の交流会、トレーニングを実施する

AQSIQ/長三角 TSB と IPG の交流会

⑤プロジェクト

法制度運用確認プロジェクトの共同実施

例えば、価格認定プロセスに関する研究

⑥ポケットブックの配布

更新したポケットブックの配布(省内外)

ポケットブック活用事例の確認

⑦その他

江蘇省内 TSB の業務に資する各種情報提供などを行う



▲上海 IPG 運営幹事(全員)



▲江蘇省 TSB(中方)

2. 知的財産権保護の雰囲気形成に向けた取組み

(1) 成果物の活用(ポケットブック)

上海 IPG では、江蘇省 TSB からの要望に基づき、2009 年度に次の内容のポケットブックを作成した。作成から 3 年が経過し、権利者の移転などに伴い、内容を更新した。

2012 年 3 月に更新したポケットブックを全国範囲で配布した

対 象 者：TSB 執法人員

掲載情報：上海 IPG 会員の重要商標、担当者連絡先等(80 社)

※最前線の執法現場で模倣品の検査・取締を担当する法執行官の利便性を考慮し、ポケットに入るサイズの冊子としたことから、「ポケットブック」と通称している。



■ ポケットブックの配布状況(2012 年) 1,600 部以上を配布

部 門	配布数量
TSB(江蘇省・浙江省等)	595 部
AIC(江蘇省・浙江省・広東省・湖北省等)	535 部
税関・その他(昆明・フフホト・二連・福州・アモイ等)	474 部

■ 利用者の声

- ・編集が合理的で、読みやすい。
- ・掲載される企業の数量も多く、情報も充実している。
- ・製品一覧及び連絡先が詳しい。
- ・日常の勉強及び執法に指導的な役割を果たしている。
- ・知的財産権知識に対する理解が強化された。

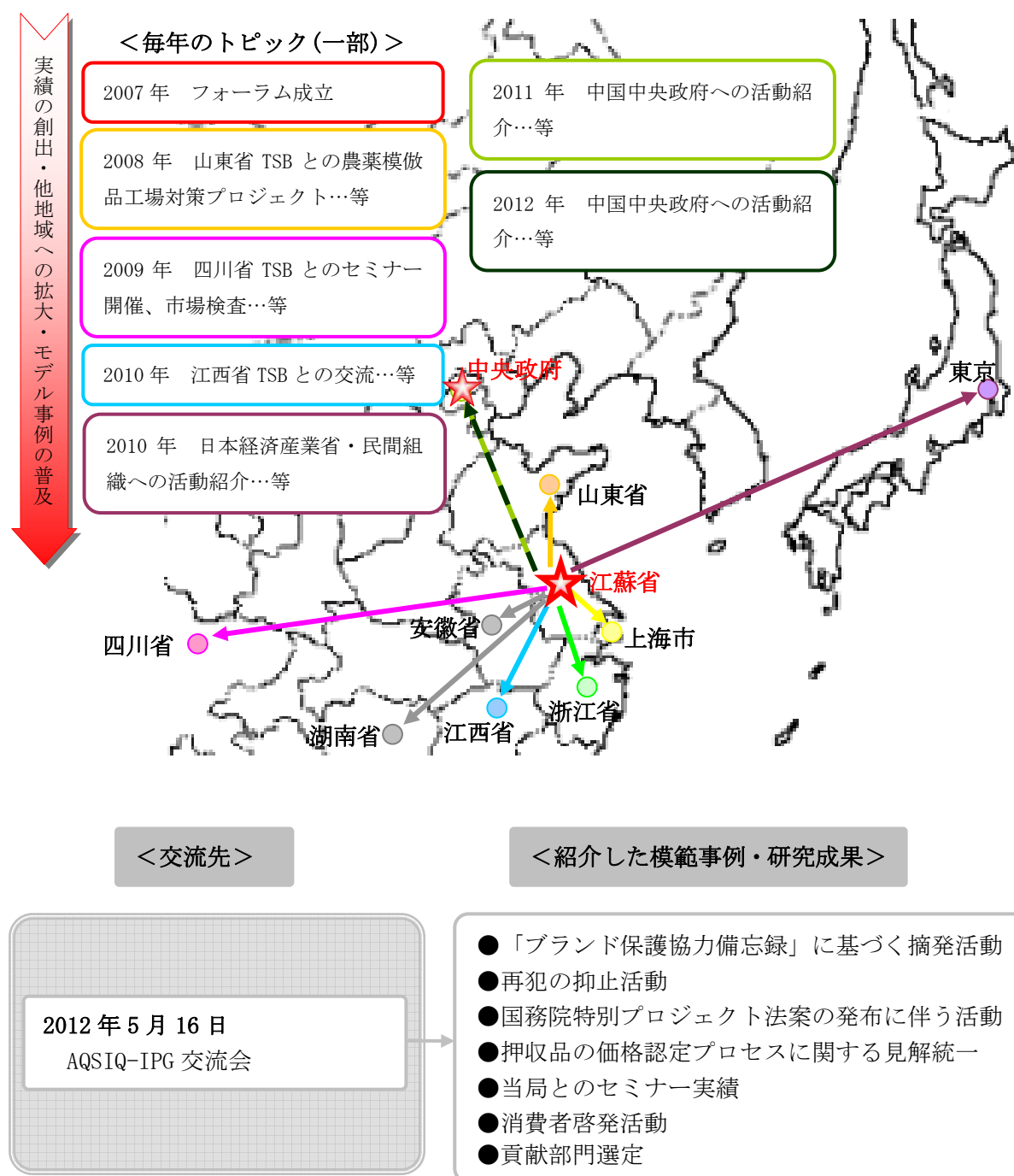
(2) 啓発活動(啓発ビデオ及び普及)

2012 年 6 月、江蘇省 TSB に訪問する際、新しい啓発ビデオの作成について検討した。

現在、新しいビデオの内容が企画中である。

3. フォーラムへの理解促進、活動活性化に向けた取組み

フォーラム設立後、江蘇省 TSB と上海 IPG は、相互協力のもと、活動内容を他地域へ紹介し、理解の促進を図ってきた。2012 年にも中国中央政府への情報発信に注力した。



(1)AQSIQ-IPG 交流会

江蘇省 TSB-上海 IPG ブランド保護連携フォーラムでは、2007 年 4 月の設立総会から都度の年次総会において、AQSIQ からの出席をいただき、フォーラム発展への支援を受けている。

【背景紹介】2011 年 5 月には、「2010 在華日資企業知的財産権保護貢献部門感謝式」にあわせ、「AQSIQ-IPG 交流会」を開催した。交流会において、IPG より「江蘇省 TSB-上海 IPG ブランド保護連携フォーラム」枠組みでの活動、浙江省・上海市 TSB との交流活動成果を紹介した。中央政府より今後の活動展開に関する意見をうけた。交流会を通じ、IPG の活動成果が普及され、中央政府と IPG の交流が強化された。

前年度交流会の成果を広げる目的で、2012 年 5 月に第 2 回「AQSIQ-IPG 交流会」を開催した。今回は、中央政府のみならず、上海市・江蘇省・浙江省の地方政府からも出席いただいた。

開催日	年次総会	参加者部門
2007 年 4 月	「江蘇省 TSB-上海 IPG ブランド保護連携フォーラム」設立総会	国家質量監督検閲検疫総局
2008 年 5 月	「江蘇省 TSB-上海 IPG ブランド保護連携フォーラム」2008 年次総会	国家質量監督検閲検疫総局執法司
2010 年 4 月	「江蘇省 TSB-上海 IPG ブランド保護連携フォーラム」2010 年次総会	国家質量監督検閲検疫総局
2011 年 5 月	「AQSIQ-IPG 交流会」第 1 回	国家質量監督検閲検疫総局 商務部
2012 年 5 月	「AQSIQ-IPG 交流会」第 2 回	国家質量監督検閲検疫総局 上海市質量技術監督稽查総隊 浙江省質量技術監督局 江蘇省質量技術監督局 江蘇州宿遷市質量技術監督局

▲「AQSIQ-IPG 交流会」の沿革

【開催主旨】

中国 IPG では、従来より各地方 TSB をはじめとする知識産権関連部門との交流活動を数多く実施した。これらの活動は政府部門と日系企業に好評されている

こうした交流活動がますます盛んでいるうち、IPG の活動・成果は中央政府部門の認知を得た。2011 年の交流会では、IPG 活動効果の向上に資する意見を受けた。

2012 年も「知的財産権保護貢献部門感謝式典」にあわせ、第 2 回「AQSIQ-IPG 交流会」を開催した。IPG の各種活動に協力いただいた地方政府部門へ謝意を表明した。更なる活動の展開、成果普及をめぐる事項につき、中国中央・地方政府と意見交流を行った。

日時 2012 年 5 月 16 日(水) 14:30～

場所 上海雅居樂万豪酒店 5 階

【日中来賓】

< 中国側来賓 >

国家質量監督檢驗檢疫総局 執法督查司 副司長	馬 雪冰氏
国家質量監督檢驗檢疫総局 執法督查司 執法信息処 処長	範 春光氏
上海市質量技術監督稽查総隊 副総隊長	潘 孝国氏
上海市質量技術監督稽查総隊 支隊長	程 本仁氏
浙江省質量技術監督局 稽查総隊 副隊長	顧 国営氏
浙江省質量技術監督局 稽查総隊 科長	丁 希臻氏
江蘇省質量技術監督局 稽查处 処長	郭 一誠氏
江蘇省質量技術監督局 稽查处 科長	顧 龍権氏
江蘇省宿迁市質量技術監督局 副局長	羅 雪明氏
江蘇省宿迁市質量技術監督局 稽查支隊 副支隊長	李 朝陽氏

< 日本側来賓 >

上海IPGグループ長	丸山 幸之助氏
理光（中国）投資有限公司 中国極法務知財部 総経理（知財担当）	
北京IPGグループ長	竹市 博美氏
豊田汽車（中国）投資有限公司 知識産権室 部長	
広州IPGグループ長	何 浩前氏
松下電器（中国）有限公司 広州分公司 知識産権部 品牌保護経理	
上海IPG幹事（代表講演者）	宮腰 佳代子氏
夏普（中国）投資有限公司 知財センター センター長	
上海IPG幹事	宇田川 雄司氏
重机（中国）投資有限公司 研究開発中心知識産権項目組長	
代表講演者	小林 明宏氏
マツダ（中国）企業管理有限公司（北京分公司）開発渉外部 知識産権課経理	
本田技研工業（中国）投資有限公司 知財法務部 部長	猪之詰 毅氏
夏普（中国）投資有限公司 知財センター 課長	郭 詰氏
特許庁 総務部 国際課 地域政策室長	山本 信平氏
特許庁 総務部 国際課 模倣品対策班	大河 卓郎氏
経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室 参事官補佐	高砂 義行氏
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課長	加藤 康二氏
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課 課長代理	秋葉 隆充氏
日本貿易振興機構北京事務所 知識産権部 副部長	高村 大輔氏
日本貿易振興機構北京事務所 知識産権部	蔣 春霞氏
日本貿易振興機構広州事務所 知識産権部	謝 曉儀氏
日本貿易振興機構上海事務所 副所長	安藤 勇生氏
日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部 部長	宮原 貴洋氏
日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部 課長	尹 世花氏

【議事次第】

冒頭挨拶

日方：上海 IPG グループ長 丸山幸之助氏

中方：国家質量監督検疫総局 執法督查司 副司長 馬雪冰氏

AQSIQ—IPG 交流内容

ジェトロ上海事務所知識産権部 部長 宮原貴洋氏

IPG 知財保護対策主要活動に関する報告

マツダ（中国）企業管理有限公司（北京分公司） 開発渉外部知識産権課 経理 小林明宏氏

共犯/分業化（ノーブランド品の問題について）

夏普（中国）投資有限公司 知財センター センター長 宮腰佳代子氏

意見交流

国家政府からの所感

質疑応答

閉会挨拶

日方：特許庁総務部国際課 地域政策室長 山本信平氏



▲「AQSIQ-IPG 交流会」の様子



▲馬副司長が発言しているところ

【IPG 講演内容】



上海 IPG 事務局の講演の構成

フォーラムの活動方針、従来活動、成果を説明したうえ、今後の活動方針と目標を設立した。

目標：地方 TSB との交流への理想状態に達成。

「ブランド保護協力備忘録」に基づく摘発活動

- ・ 初犯者情報提供
- ・ ブラックリストの活用
- ・ 侵害行為分布情報
- ・ 再犯抑止プロジェクト実施

再犯の抑止活動

- ・ ブラックリストの活用事例
- ・ 江蘇省における成果
- ・ 過去侵害者への教育・啓発
- ・ 重点地域における活動
(共同市場調査・摘発、当局訪問)

国務院特別プロジェクト法案の発布に伴う活動

- ・ 上海 TSB が実施した自動車・自動車部品案件の概要を紹介

押収品の価格認定プロセスに関する見解統一

- ・ 研究成果の普及状況

当局とのセミナー実績

消費者啓発活動

- ・ 啓蒙ビデオの活用事例を紹介

貢献部門選定

- ・ 2008～2011 年に選定された TSB を紹介

地方 TSB との交流の理想状態に達成

【意見交流内容概要】

①再犯に対する重罰規定について

- i TSB は再犯への重罰問題を非常に重視する。
- ii 侵害業者の情状に基づき、処罰を決定する。
法定範囲以内、侵害行為の情状が重大であればあるほど、処罰が厳しい。
- iii 再犯行為について重罰を下すべきである。
原則、再犯への処罰は前回の違法行為より厳しい。
- iv 実務上、つぎの難点がある。
 - ・ 関連部門の情報共有が不十分で、再犯行為に対する認定が難しい
 - ・ 侵害業者故意と悪意などの主観要素を考慮すべき
- v 現在、全国範囲で違法行為記録が共有できるデータベースの構築を検討している。ただし、同データベースが完備されるまで、時間がかかる。

②悪意のノーブランド品販売者への摘発

- i TV 製品など、CCC 認証が必要である。
この点を活用し、TSB に悪意のノーブランド品について通報することが可能である。
- ii 実務上、ノーブランド品と模倣品製造・販売の関連性を十分に立証できれば、ノーブランド品まで押収する事例もある。

②ノーブランド本体の押収

- i ノーブランド本体と侵害ラベルの関連性について合法的な認定が可能かは問題の鍵である。
- ii 実務上、TSB は次の点を参照したうえ、ノーブランド本体を押収するかどうかを決定する。
 - ・ 現場調査、事情調査によって収集できた情報
 - ・ 侵害業者はもっぱら模倣品を製造する業者かどうか
 - ・ その他の現場事情

【国家政府部門からの所感】

＜馬副司長からの所感＞

本日の意見交換は非常に有意義なものだと思う。特に実務レベルまで、意見交換できた。模倣品対策における問題を細分化し、一つずつクリアしていけると思う。

それから、再犯防止と関連性の問題、隠蔽化生産、多国籍生産について、できれば我々に先進国のご経験、実績をご紹介いただきたい。それによって中国の法律、実務レベルの実施細則が完備できれば我々としては最大の光栄だと思う。

(2) 江蘇省 TSB への訪問

2012 年のフォーラム活動の充実化をはかるため、ジェトロは 2012 年 6 月に江蘇省 TSB を訪問し、活動について色々相談した。

日時 2012 年 6 月 12 日 (月) 15 : 30 ~ 16 : 30

場所 江蘇省 TSB 会議室

【参加者】

中国側参加者

江蘇省質量技術監督管理局 督查処 処長 郭一誠氏

江蘇省質量技術監督管理局 督查処 副処長 張 彤氏

江蘇省質量技術監督管理局 督查処 科長 顧龍權氏

日本側参加者

ジェトロ上海事務所知識産権部 部長 宮原 貴洋氏

ジェトロ上海事務所知識産権部 課長 尹 世花氏

ジェトロ知的財産課 代理課長 秋葉 隆充氏

【中方発言概要】

年次総会	2013 年の 4 月または 5 月に延期を希望
備忘録の活用	従来とおり、プログラムの継続実施について同意
再犯防止	とくに再犯防止に注力したい 自動車部品を対象とし、江蘇省 TSB でプログラムを実施 さらに総局も大規模のプロジェクトを実施 再犯防止の調査結果について情報提供を要求 2 件程度再犯業者への取締りを実施予定
啓発活動	例年のとおり、9 月質量月間の時に実施 新しい啓発ビデオのアイデアについて意見照会
意見交換	海外の摘発当局からの経験共有を希望 セミナーの候補地は常州市以外の都市 ⇒日本では行政摘発が無く、警察等からの講演は難しいであろうと回答

【検討事項】

①再犯防止の調査について

- ・調査が完了次第、江蘇省質量局に提出すること
- ・2011 年度「初犯者情報提供」活動で取締りを実施した業者について確認調査
- ・定点観測によって重罰化の影響を検証
- ・他の地域でも初犯者についての取締りを検討

②新規啓発ビデオについて

- ・8 月の幹事会でも検討
- ・新規ビデオの内容を企画

4. フォーラムの影響力拡大

(1) IIPPF ミッションを通じた成果普及

IPG は、2012 年 1 月に IIPPF が毎年派遣している中国中央政府向け実務レベルミッションに参加、協力した。

IIPPF 実務レベルミッション

IIPPF は、2012 年 1 月 15 日（火）から 18 日（金）の間、第 10 回知的財産保護官民合同訪中代表団（実務レベルミッション）を北京に派遣した。中国政府機関 3 機関（国家質量監督検閲検疫総局、海関総署、国家林業局）に対して、IIPPF が提出する建議事項につき、深堀の意見交換を行った。同ミッションの準備段階において、IPG は、フォーラム枠組みお活動成果に基づき、ミッション団の交流・建議内容に意見を提示した。

【国家質量監督検閲検疫総局の訪問概要】

訪 問 時 間	2012 年 1 月 17 日（木） 9：00～10：50
総 局 対 応 者	仮冒品対策室 郭処長など 4 名
建 議 内 容	①巧妙化する模倣業者の手口に対する対応、摘発の強化 模倣品製造・販売における偽装行為、分業化、小口・分散化などの巧妙化の手口に対し徹底した対策を執っていただきたい。 i 模倣品製造・販売における偽装表示行為及びこれに対する対策 ii 模倣品製造行為の分業・ネットワーク化及びこれに対する対策 iii 模倣品製造行為の小口・分散化及びこれに対する対策 ②模倣品を摘発した後の被害額認定、適正化のための法律整備と運用（帳簿など関係書類の保存） ③製造設備の積極的な差し押さえ・押収について ④模倣品製造・販売の再犯行為への対策強化 i 再犯者に対する罰則強化 過去に模倣品の製造・販売行為に及び行政罰を受けたにも拘わらず、繰り返し同様の行為を行う業者に対する罰則を強化していただきたい ■行政罰の強化について ・再犯処罰加重規定の追加 ・相対的に厳しい行政罰を科す運用の徹底 ■刑事移送について ii 摘発行政機関間の連携強化 繰り返し模倣品の製造・販売行為を行う業者に関する情報を摘発行政機関間で共有する等、摘発行政機関間の連携を強化していただきたい ⑤模倣品ビジネスに関わる間接関与者に対する罰則の拡大・強化 保管、運送、場所の貸与などで模倣品ビジネスに間接的に関わる者に対しても罰則を課していただきたい。 i 貴国製品品質法第 61 条の運用の徹底 ii 地域管理者、市場管理者や製造場所・保管場所の提供者 iii 間接関与者の義務

第三章

フォーラム枠組みでの案件事例

「ブランド保護協力覚書」活用活動

上海 IPG では 2010 年に、江蘇省質量技術監督局との「ブランド保護連携フォーラム」の枠組みのもと、「ブランド保護協力覚書」を締結し、会員企業の同局に対する模倣品情報提供ルートを確立した。2012 年の実動項目の概要は以下のとおりである。

【件名】

模倣品への行政摘発手法の簡易化、適正化および問題点の検証に関する調査

【目的】

- ①「江蘇省質量技術監督局-上海 IPG ブランド保護連携備忘録（以下「備忘録」）」に基づく摘発を展開する。日系企業による備忘録の活用を促進するとともに、調査・摘発の分析結果を中央・地方質量技術監督局に提出し、中国における模倣品対策活動の効率化に援助する。
- ②上記①の案件処理において、押収品の価格認定プロセス透明化や再犯者に対する重罰などについて検証する。今後の処罰の適正化、強化をはかる。

【内容】

①対象商品

- ・電機、電器製品（主に 2011 年度に調査した商品）
- ・自動車・自動車部品（自動車・自動車部品 WG が提供した製品情報）

②対象地域：江蘇省内の複数市

③調査の枠組み：

2011 年度には備忘録に基づき、下表枠組みで活動を実施した。

2012 年度は同実績を踏まえ、調査を実施する。

枠組み	2011 年度	2012 年度
i 初犯者情報の提供	申立案件数:68 件 地域:南京、蘇州、昆山	・確認調査によって効果検証 ・価格認定プロセスの明確化をはかる（権利者が提供した本物価格の参照など）
ii 再犯の抑止 (ブラックリストの活動)	①自動車・自動車部品 WG と地元 TSB が、常州市における再犯業者について査察を実施 ②自動車・自動車部品 WG から 49 件、事務機消耗品企業から 2 件をブラックリスト情報として提供	・ブラックリストに 16 社の情報を提供、うちの再犯業者について摘発を実施 ・価格認定プロセスの明確化をはかる ・再犯者への重罰についての検証

1. 「ブランド保護協力覚書」に基づく活動の事例

活動一：2011年度「初犯者情報提供」に対する効果検証

調査実施期間	2012年7月27日～8月24日
調査対象ブランド	オムロン、パナソニック、白光
調査対象製品	電子部品、配線部品、はんだこて
調査都市	昆山市、蘇州市、南京市
調査内容	2011年度「初犯者情報提供」活動で取締りを実施した各都市で確認調査を実施する。 再犯店舗について、再度行政摘発を実施する。

(1) 昆山市における効果検証

<確認調査結果>

2012年には昆山市における4市場について確認調査を実施した。再犯業者5店、新規発見の侵害業者9店があった。

①再犯業者数量 再犯率：28%

市場名称	権利者	製品名称	摘発日時	摘発実施店舗数量	再犯店舗数量
昆山港龍建材市場	オムロン	電子部品	2011/10/19	1店	なし
	パナソニック	配線部品	2011/11/17	9店	3店
昆山超華商貿城	オムロン	電子部品	2011/10/19	3店	なし
	パナソニック	配線部品	2011/11/17	7店	2店
昆山億豊機電城	オムロン	電子部品	2012/2/10	1店	1店

説明：昆山港龍建材市場でみつかったパナソニック模倣品を販売する再犯業者3店舗は昆山億立五金建材物流城に引っ越した。

昆山億豊機電城でみつかったオムロン模倣品を販売する再犯業者1店舗は蘇州市に引っ越した。

②新規発見侵害業者数量

市場名（所在地）	権利者	製品名称	新規発見店舗数量
昆山港龍建材市場	オムロン	電子部品	1店
昆山億豊機電城	オムロン	電子部品	3店
	パナソニック	配線部品	1店
	白光	はんだこて	1店
昆山億立五金建材物流城	オムロン	電子部品	1店
	パナソニック	配線部品	2店

< 申立概要 >

確認調査を実施した権利者のうち、パナソニックと白光が侵害業者について江蘇省TSBに申立てした。

①申立概要-パナソニック

市場	申立対象数量	摘発当局	申立日時
昆山超華商貿城	2 店(再犯)	蘇州市昆山 TSB	2012/10/23
昆山億豐機電城	1 店(新規発見)		
昆山億立五金建材物流城	3 店(再犯) 2 店(新規発見)		

②申立概要-白光

市場	申立対象数量	摘発当局	申立日時
昆山億豐機電城	1 店(新規発見)	蘇州市昆山 TSB	2012/10/11

③申立書類の例

举报书

【联系单位】
江苏省质量技术监督局稽查处 (FAX: 025-6856 2631)
南京市草场门大街 107 号 龙江大厦 2013 室 (邮编: 210036)

【权利人概况】
公司名称: 松下电器产业株式会社
联系地址: 日本大阪府门真市大字门真 1506 番地
【联络负责人概况】
负责人姓名: [REDACTED]
公司名称: [REDACTED]
联系地址: [REDACTED]
联系电话: [REDACTED]
E-mail: [REDACTED]

【举报事项】
事项: 销售假冒松下(Panasonic、National、松下)的开关、插座等商品; 销售的开关、插座等商品上使用了与上述商标相近似的商标。
举报理由: 产品以假充真, 冒用他人厂名厂址, 侵犯他人注册商标专用权。依据《中华人民共和国产品质量法》第 50 条、第 53 条,《中华人民共和国商标法》第 52 条, 应予处罚。

【发现情况】
日期和时间: 2012 年 9 月 数量: 约 1200 个
商品类别・商品名称(型号): 开关、插座等

地点/联系人	地址	产品特点	数量
1. 【再犯者】 联系人: [REDACTED]	批发部 地址: 昆山亿立商贸物流城	产品特点: Panasonic	0
2. 【再犯者】 联系人: [REDACTED]	插座批发中心 地址: 昆山亿立商贸物流城	产品特点: Panasonic、National、Naitai	0
3. 【再犯者】 联系人: [REDACTED]	插座开关灯具批发中心 地址: 昆山亿立商贸物流城	产品特点: Panasonic、Naitairi	7 号
4. 【再犯者】 联系人: [REDACTED]	插座批发部 地址: 昆山市前进西路瑞华中心(第二思源市场)	产品特点: Panasonic、Panasonic	7 号
5. 【再犯者】 联系人: [REDACTED]	插座批发部 地址: 昆山超华商贸城 B 区 9	产品特点: Panasonic、Panasonic	

6. 【再犯者】
地址: 昆山亿丰机电城 (20)
产品特点: Panasonic、Panasonic

7. 【再犯者】
地址: 昆山亿立商贸物流城
产品特点: Panasonic

8. 昆山市周市镇 陈纪贵部 地址: 昆山亿立商贸物流城
联系人: 孙 产品特点: Panasonic

9. 【再犯者】
地址: 苏州华东电器城
产品特点: Panasonic、Naitairi

10. 【再犯者】
联系人: [REDACTED] 地址: 苏州华东电器城
产品特点: Panasonic

11. 【再犯者】
发中心 地址: 苏州北环路 8 号
联系人: [REDACTED] 产品特点: Panasonic、Panasonic

12. 【再犯者】
联系人: [REDACTED] 地址: 苏州华东电器城
产品特点: Panasonic、四通松

目击者: 我方委派的调查公司
情况: 上述单位销售假冒松下(Panasonic、National、松下)的开关、插座等商品; 或者销售的开关、插座等商品上使用了与上述商标相近似的商标。

【附图及说明事项】
拍摄对象的主要部分(附照片)
说明: 执法人员对涉嫌假冒的开关、插座的实物进行了鉴定, 要求商家提供相关部门的鉴定报告。
以下部位进行重点拍摄:
1. 产品商标; 2. 产品的说明书、合格证; 3. 产品的背面的公司名称、型号印等。

Panasonic Corporation of China Suzhou Branch
松下电器(中国)有限公司苏州分公司
二〇一二年十月二日

<行政摘発概要>

摘発日時：2012年10月30日

参加人員：蘇州市昆山TSB 稽查大隊 6名

調査会社職員 2名

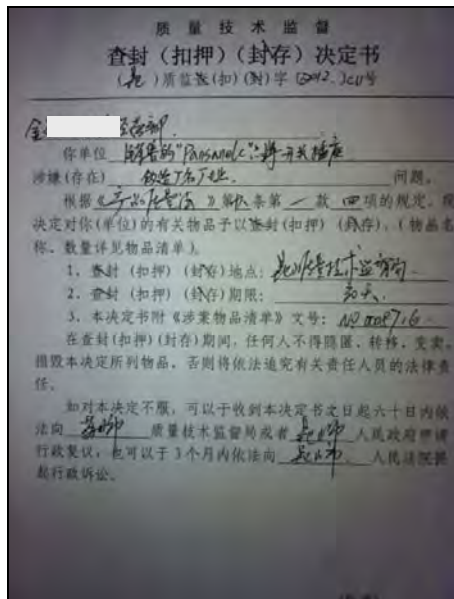
①TSB査察結果-パナソニック

	店舗名称	所在市場名称	再犯/ 新規発見	摘発結果
1	金○電工電器 経営部	昆山超華商貿城	再犯	・「Pansanelc 日本松下集団(香港)実業有限公司」表示のスイッチを計6種、77点押収 ・押収品が原産地の虚偽表示をしたため、TSBは《産品質量法》違反と認定
2	日○開閉電器 批発部	昆山超華商貿城	再犯	・本物のみ発見
3	億○灯飾	昆山億豊機電城	新規発見	・本物のみ発見
4	昆山鴻○開閉 插座批発中心	昆山億立五金建 材物流城	再犯	・「Panasonic」コンセントを5箱押収 ・押収品数量が少ないため、TSB は押収リストを発行せず ・押収品について廃棄処分
5	○○○国際電工・ 日○開閉批発部	昆山億立五金建 材物流城	再犯	・本物のみ発見
6	昆山市新○○精品 開閉灯具批発中心	昆山億立五金建 材物流城	再犯	・商標類似品のみ発見 ・《商標法》違反であるため、TSB は処理権限がない
7	世○○	昆山億立五金建 材物流城	新規発見	・商標類似品のみ発見 ・《商標法》違反であるため、TSB は処理権限がない
8	昆山市周市興○ 光○○灯飾経営部	昆山億立五金建 材物流城	新規発見	・商標類似品のみ発見 ・《商標法》違反であるため、TSB は処理権限がない

②TSB査察写真-パナソニック



▲再犯業者・金○工電器経営部の摘発写真

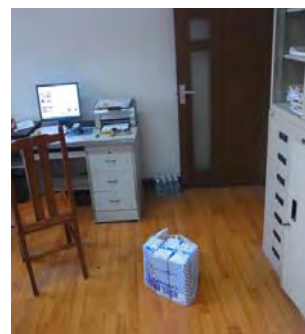


▲再犯業者・金○電工電器經營部の押収品リスト

③TSB査察結果-白光

	店舗名称	所在市場名称	再犯/ 新規発見	摘発結果
1	昆山飛○不銹鋼材料	昆山億豐機電城	新規発見	・摘発の日、同店舗が閉店した

④TSB査察写真-白光



▲再犯業者・昆山鴻○開關插座批發中心の摘発写真

(2) 蘇州市における効果検証

< 確認調査結果 >

2012年には蘇州市における2市場について確認調査を実施した。再犯業者20店、新規発見の侵害業者4店があった。

①再犯業者数量 再犯率：66%

市場名称	権利者	製品名称	摘発日時	摘発実施店舗数量	再犯店舗数量
蘇州賽格電子市場	オムロン	電子部品	2012/2/10	12 店	11 店
	白光	はんだこて	2012/2/22	10 店	5 店
蘇州華東電器城	パナソニック	配線部品	2011/12/6	8 店	1 店

②新規発見侵害業者数量

市場名（所在地）	権利者	製品名称	新規発見店舗数量
蘇州賽格電子市場	オムロン	電子部品	1 店
	白光	はんだこて	3 店

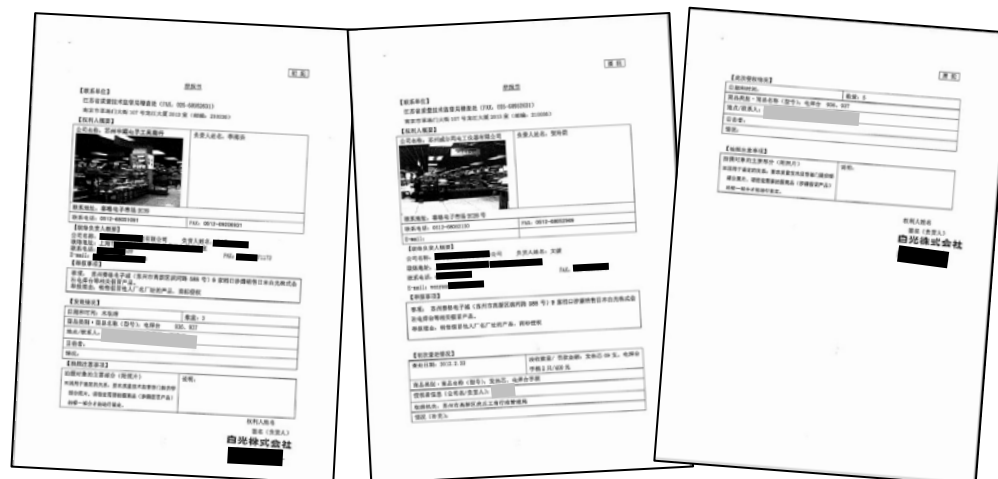
< 申立て概要 >

確認調査を実施した3権利者とも侵害業者について江蘇省TSBに申立てした。申立対象のうち、類似商標侵害品を販売する業者が多い。そこで、TSBは内部で検討した結果、権利者の申立をAICに移送した。AICの都合によって、2013年2月に摘発を実施する予定である。

①申立概要

権利者	市場	申立対象数量	摘発当局	申立日時
オムロン	蘇州賽格電子市場	10 店（再犯）	未決定	2012/11/1
白光	蘇州賽格電子市場	5 店（再犯） 3 店（新規発見）		2012/10/11
パナソニック	蘇州華東電器城	4 店（再犯）		2012/10/23

②申立書類の例



(3) 南京市における効果検証

< 確認調査結果 >

2012年には南京市における1市場について確認調査を実施した。再犯業者8店、新規発見の侵害業者1店があった。

①再犯業者数量 再犯率：100%

市場名称	権利者	製品名称	摘発日時	摘発実施店舗数量	再犯店舗数量
南京華龍電子電器商城	オムロン	電子部品	2012/2/9	8 店	8 店

②新規発見侵害業者数量

市場名（所在地）	権利者	製品名称	新規発見店舗数量
南京華龍電子電器商城	オムロン	電子部品	1 店

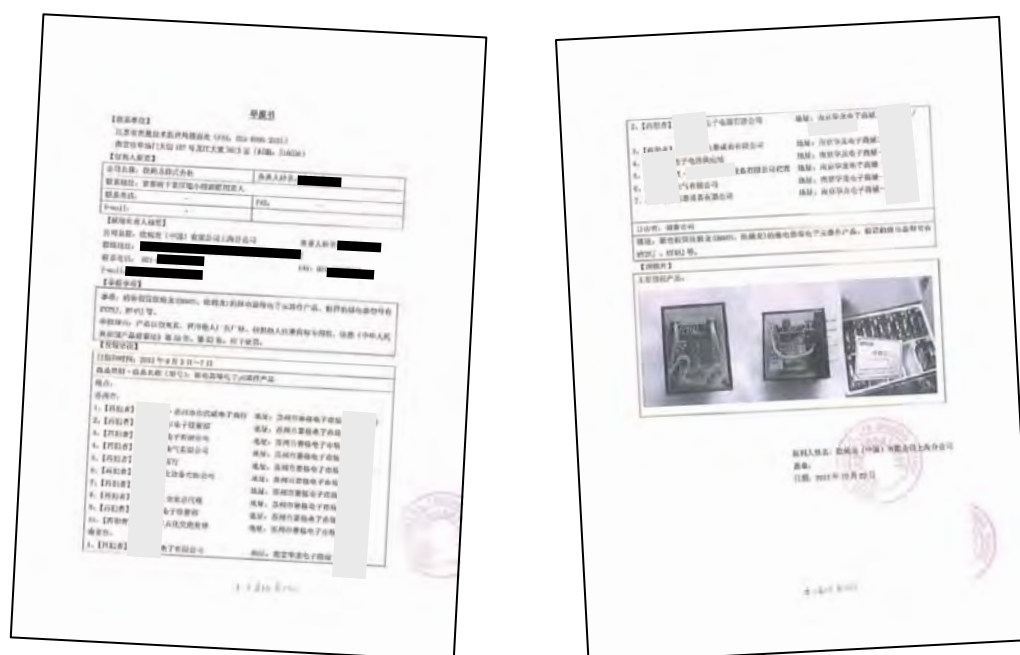
< 申立概要 >

権利者・オムロンは侵害業者について江蘇省TSBに申立てした。TSBは内部で検討した結果、権利者の申立をAICに移送した。AICの都合によって、2013年2月に摘発を実施する予定である。

①申立概要

市場	申立対象数量	摘発当局	申立日時
南京華龍電子電器商城	6 店（再犯） 1 店（新規発見）	未決定	2012/11/1

②申立書類の例



活動二：ブラックリストの活動

2012年には、自動車部品の製造工場16社の情報をブラックリストにあげた。この16社は昆山市と丹陽市に分布し、いずれも過去、模倣品の製造・販売で取締りを実施されたことがある。

権利者は2012年8月と11月、2回にわたって確認調査を実施したところ、4社が再犯した。

(1) 確認調査第一回

調査実施期間	2012年8月15日～11月27日
調査対象ブランド	TOYOTA、HONDA、NISSAN、DENSO
調査対象製品	自動車部品
調査内容	権利者がブラックリストに基づき、再調査を実施する。 再犯業者について行政摘発を実施する。

<ブラックリスト>

No.	工場名（所在地）	権利侵害ブランド	権利侵害製品	摘発日時	再調査の実施	再犯の有無
1	常州緑○車輛部件有限公司（常州市）	TOYOTA	フロントグリル、ヘッドランプ、ナンバープレートフレーム	2009/7/6	○	×
		TOYOTA	ヘッドランプ、フロントグリル	2011/1/6		
2	飛○塑件廠（丹陽市）	TOYOTA	バンパー	2009/3/3	○	×
		HONDA	フロントバンパー	2009/3/4		
3	丹陽市海○汽車部件有限公司（丹陽市）	TOYOTA	ヘッドランプ	2009/3/3	○	○
4	丹陽市鴻○汽配有限公司（丹陽市）	TOYOTA	フロントグリル	2009/3/17	○	×
5	常州旭○車輛配件廠（常州市）	NISSAN	マフラー	2009/10/28	○	○
6	昆山葦○機械有限公司（昆山市）	DENSO	コンプレッサー	2009/11/6	○	×
7	常州新北区小河鴻○車輛配件廠（常州市）	HONDA	二輪車用リアアクスル（後車軸）	2010/3/24	○	×
8	丹陽市訪仙鎮常○汽摩配件廠（丹陽市）	HONDA	各種自動車部品	2010/9/26	○	×

<丹陽市海○汽車に対する確認調査結果概要>

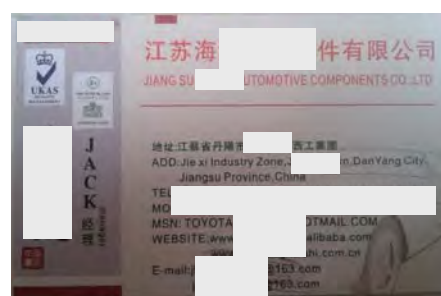
工場名（所在地）	権利侵害ブランド	権利侵害製品
丹陽市海○汽車部件有限公司 （丹陽市）	TOYOTA	エンブレム
		ホイールカバー
	NISSAN	フロントグリル
		ランプ
	HONDA	フロントグリル

・今回の調査では、前回摘発(2009年3月3日)の際に押収した「TOYOTA」ヘッドランプがみつからなかった。

・工場のサンプル展示室には、自動車メーカーの模倣品サンプルが展示されている。



▲外観写真



▲名刺



▲作業場写真



▲カタログ写真



▲TOYOTA 模倣品



▲NISSAN 模倣品



▲HONDA 模倣品

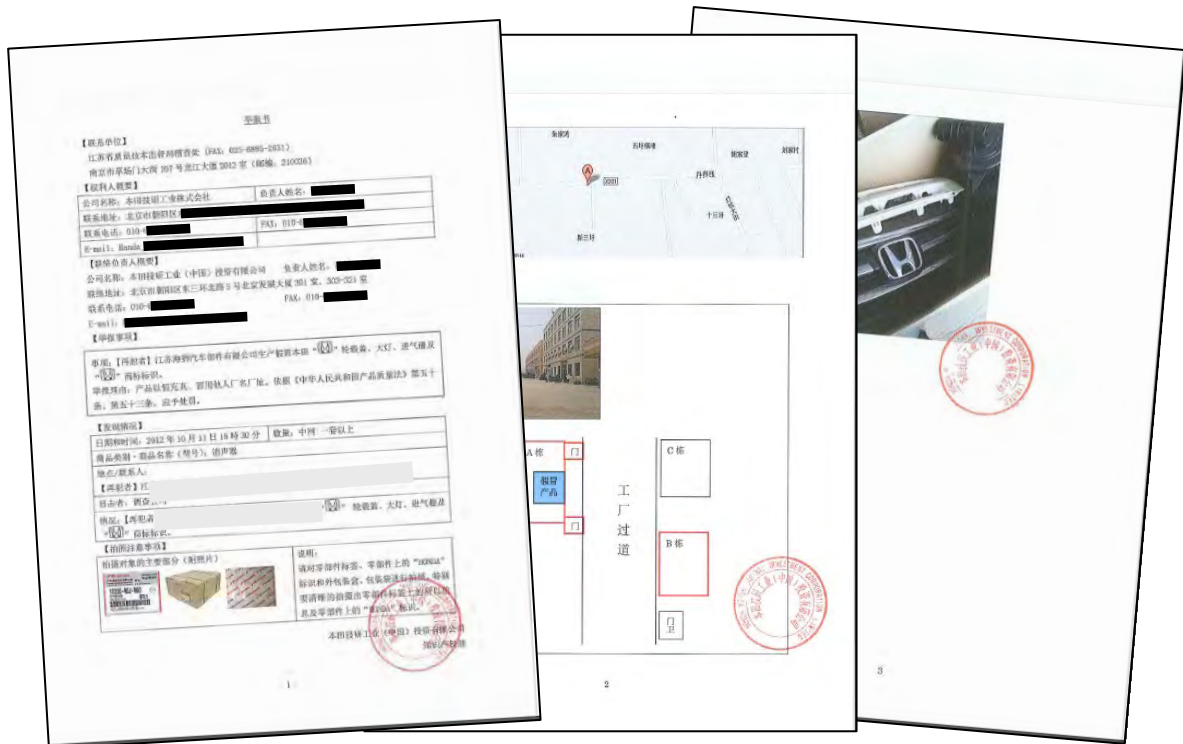
<丹陽市海○汽車に対する申立>

権利者 3 社はそれぞれ江蘇省 TSB に申立した。江蘇省 TSB は申立てを受けた後、早速現地 TSB に摘発の指示を出した。

①申立概要

摘発対象（所在地）	摘発当局	申立者	申立日時
丹陽市海○汽車部件有限公司 （丹陽市）	鎮江市丹陽 TSB	トヨタ自動車 株式会社	2012/10/12
		本田技研工業 株式会社	2012/10/13
		日産自動車株式会社	2012/10/15

②申立書類



<丹陽市海○汽車に対する行政摘発>

摘発対象	No. 3 丹陽市海○汽車部件有限公司（丹陽市）
摘発日時	2012 年 10 月 15 日
参加人員	鎮江市丹陽 TSB 稽查大隊計 5 名 TSB の常駐警察 1 名 調査会社職員 1 名
押収結果	現場で模倣品がみつからず



▲丹陽市海○汽車の摘発写真

<常州旭○車輛に対する確認調査結果概要>

工場名（所在地）	権利侵害ブランド	権利侵害製品
常州旭○車輛配件廠（常州市）	TOYOTA	マフラー
	NISSAN、CALSONIC	マフラー
前回摘発（2009 年 10 月 28 日）の押収品・「NISSAN」マフラーは、今回の調査でも模倣品がみつかった。		



▲常州旭○車輛のカatalog名刺



▲常州旭○車輛の工場写真



▲常州旭○車輛の倉庫写真



▲侵害品



▲「TOYOTA」模倣品



▲「NISSAN」模倣品

<常州旭○車輛に対する申立>

権利者 3 社はそれぞれ江蘇省 TSB に申立した。江蘇省 TSB は申立てを受けた後、早速現地 TSB に摘発の指示を出した。

①申立概要

摘発対象（所在地）	摘発当局	申立者	申立日時
常州旭○車輛配件廠（常州市）	常州 TSB	トヨタ自動車 株式会社	2012/10/12
		日産自動車株式会社	2012/10/15
		カルソニックカンセイ 株式会社	2012/10/12

②申立書類



<常州旭○車輛に対する行政摘発>

摘発対象	No. 5 常州旭○車輛配件廠（常州市）	
摘発日時	2012 年 10 月 15 日	
参加人員	常州 TSB 稽查二大隊 計 5 名 調査会社職員 1 名	
押収結果	・「TOYOTA」表記のマフラー	計 14 個
	・「NISSAN CALSONIC」表記のマフラー	計 180 個



▲常州旭○車輛の摘発写真

<常州旭○車輛に対する行政処罰決定>

摘発後 3 が月未満、常州 TSB は同工場の侵害行為について行政処罰を下した。

行政処罰内容は、常州 TSB⇒江蘇省 TSB⇒ジェトロ上海代表処経由で、各権利者に連絡した。

処罰対象	No. 5 常州旭○車輛配件廠（常州市）
処罰日時	2013 年 1 月 25 日
根拠法令	《江蘇省模倣劣悪商品生産販売行為処罰条例》 第五条第一項、第六条第（二）号
処罰結果	・ 警告（模倣自動車部品の生産販売の即時停止） ・ 模倣品の没収（マフラー計 194 本） ・ 違法所得の没収（72 元） ・ 罰金（4,480 元）
调查情况回复 2012 年 10 月 15 日，根据江苏省质量技术监督局移送的情况，我局执法人员依法对常州市旭 汽车配件厂进行执法检查。检查发现，该厂内存放有标注“TOYOTA”、“NISSAN”等字样的汽车消声器，其中标注“TOYOTA”字样的汽车消声器 14 只；标注“NISSAN”字样的汽车消声器 180 只。因涉嫌为假冒产品，我局执法人员依法将上述物品予以扣押。经丰田汽车（中国）投资有限公司、日产（中国）投资有限公司鉴定，上述物品均为假冒产品，该鉴定结果送达后，该单位表示认可，未提出异议。 该单位的行为违反了《江苏省惩治生产销售假冒伪劣商品行为条例》第五条第一款、第六条第（二）项的规定。经局案审会讨论决定，根据《江苏省惩治生产销售假冒伪劣商品行为条例》第十九条第二款之规定，责令该单位停止生产销售以假充真的汽车配件产品，并决定给予下列行政处罚： 1、没收违法生产销售的以假充真的汽车消声器产品（标注“TOYOTA”、“NISSAN”字样共计 194 只）；2、处违法生产、销售的以假充真的汽车配件货值金额等值的罚款 4480 元。 3、没收违法所得 72 元。罚没合计 4552 元。 ▲常州 TSB が発行した行政処罰内容返答	

(2) 確認調査第二回

調査実施期間	2012 年 11 月 27 日～12 月 5 日
調査対象 ブランド	HONDA、NISSAN
調査対象製品	自動車部品
調査内容	権利者がブラックリストに基づき、再調査を実施する。 再犯業者について行政摘発を実施する。

<ブラックリスト>

No.	工場名（所在地）	権利侵害 ブランド	権利侵害製品	摘発日時	再調査 の実施	再犯の 有無
9	江蘇鑫○汽車部件有 限公司（丹陽市）	HONDA	ウォッシャータン ク	2011/6/27	○	○
10	丹陽市中○車灯経営 部（丹陽市）	HONDA	テールランプ	2011/9/7	○	×
11	地下工場（丹陽市）	HONDA	フロントバンパー、 リアバンパー	2011/9/7	○	×
12	余○経営場所（丹陽 市）	HONDA	ペダル	2012/4/12	○	×
13	地下工場（常州市）	NISSAN	バンパー	2012/5/9	○	×
14	文○汽車塑件廠（丹陽 市）	NISSAN	バンパー、ヘッド ランプ等	2012/6/11	○	○
15	新○区孟河偉○塑件 廠（常州市）	HONDA	テールランプカバ ー、テールランプ、 テールランプカバ ーの金型	2012/7/17	○	×
16	永○製鏡廠（丹陽市）	HONDA	バックミラー	2012/8/1	○	×

<文○汽車塑件に対する確認調査結果概要>

工場名（所在地）	権利侵害ブランド	権利侵害製品
文○汽車塑件廠（丹陽市）	TOYOTA	フロントグリル

今回の調査では前回摘発（2012 年 6 月 11 日）のときに押収した「NISSAN」バンパー、ヘッドランプがみつからなかった。



▲外観写真



▲「TOYOTA」模倣品写真



<文○汽車塑件に対する申立>

権利者・トヨタ自動車株式会社は江蘇省 TSB に申立した。江蘇省 TSB は申立てを受けた後、早速現地 TSB に摘発の指示を出した。

①申立概要

摘発対象（所在地）	摘発当局	申立者	申立日時
文○汽車塑件廠（丹陽市）	鎮江市丹陽 TSB	トヨタ自動車 株式会社	2012/12/5

②申立書類



<文○汽車塑件に対する行政摘発>

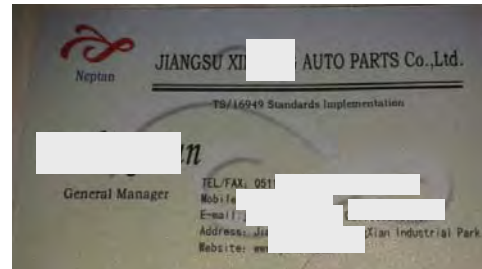
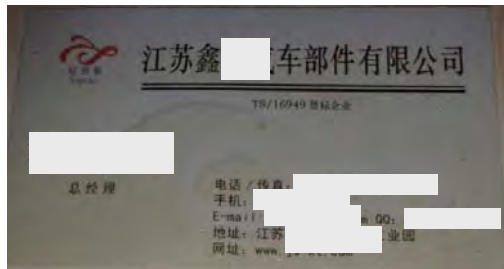
摘発対象	No. 14 文○汽車塑件廠（丹陽市）
摘発日時	2012 年 12 月 5 日
参加人員	鎮江市丹陽 TSB 稽査大隊 調査会社職員 1 名
押収結果	なし 現場で商標類似品のみ発見、TSBは処理権限がない TSB は案件を AIC に移送   ▲侵害品のロゴ ▲権利者のロゴ



▲文○汽車塑件の摘発写真

<江蘇鑫○汽車部件に対する確認調査結果概要>

工場名（所在地）	権利侵害ブランド	権利侵害製品
江蘇鑫○汽車部件有限公司 （丹陽市）	DENSO	ラジエーターファン
今回の調査では前回摘発（2011 年 6 月 27 日）のときに押収した「HONDA」ウォッシャータンクがみつからなかった。		



▲江蘇鑫○汽車の名刺



▲江蘇鑫○汽車の外観



▲「DENSO」模倣品

<江蘇鑫○汽車に対する申立>

権利者・株式会社デンソーは江蘇省 TSB に申立した。江蘇省 TSB は申立てを受けた後、早速現地 TSB に摘発の指示を出した。

①申立概要

摘発対象（所在地）	摘発当局	申立者	申立日時
江蘇鑫○汽車部件有限公司（丹陽市）	鎮江市丹陽 TSB	株式会社デンソー	2012/12/17

②申立書類



＜江蘇鑫○汽車に対する行政摘発＞

摘発対象	No. 9 江蘇鑫○汽車部件有限公司（丹陽市）
摘発日時	2012 年 12 月 14 日
参加人員	鎮江市丹陽 TSB 稽查大隊 計 4 名
押収結果	「DENSO」表示入りラジエーターファン 50 個



▲押収品

[illegible]

▲押収品リスト

※行政処罰決定書は 2013 年 3 月以降発行する

＜参考＞江蘇省昆山市質量技術監督局への謝意表明

「初犯者の情報提供」は、2011 年からフォーラムの枠組みに基づき実施しはじめた活動である。当該活動は「ブランド保護協力覚書」（備忘録）活用活動の 1 つである。権利者は江蘇省 TSB ブランド保護連携フォーラムの備忘録に基づき、簡易な侵害疑義情報を当局に提供した。

その後、昆山市 TSB などの部門は迅速に対応した。2011 年度には上海 IPG メンバーによる情報提供案件を 30 件以上も処理した。権利者側は非常に満足した。

そこで、謝意表明の目的で、権利者・パナソニックは昆山市 TSB などの行政機関を訪問した。さらに、江蘇省 TSB にも感謝状を送付した。

今回の訪問を通じ、権利者と政府部門の交流が強化された。

【昆山市TSBへの訪問】

訪問時間	2012 年 3 月 28 日 (水) 13 : 00～15 : 00	
訪問人員	松下電器株式会社 知識産権部 経理	高濱 孝一氏
	松下電器(中国)有限公司 環境方案 元器件公司	何 姍妹氏
	管理本部 事業企画部 技術管理部 部長	
	松下電器(中国)有限公司 環境方案 元器件公司	段 程松氏
	管理本部 事業企画部 技術管理部 法律顧問助理	
昆山市 TSB 参加者	日本貿易振興機構上海代表処 知識産権部	尹 世花氏
	副局長 徐 斌氏、副局長 潘 蔚氏、他 4 名	



▲昆山市 TSB の参加者



▲権利者による盾の贈呈

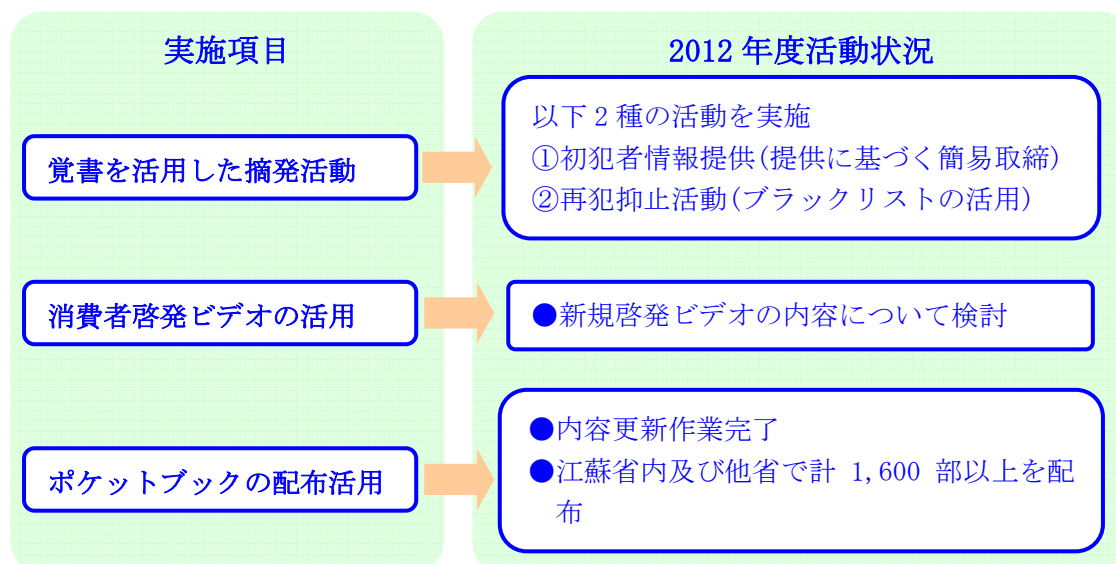
第四章

2012 年度活動総括

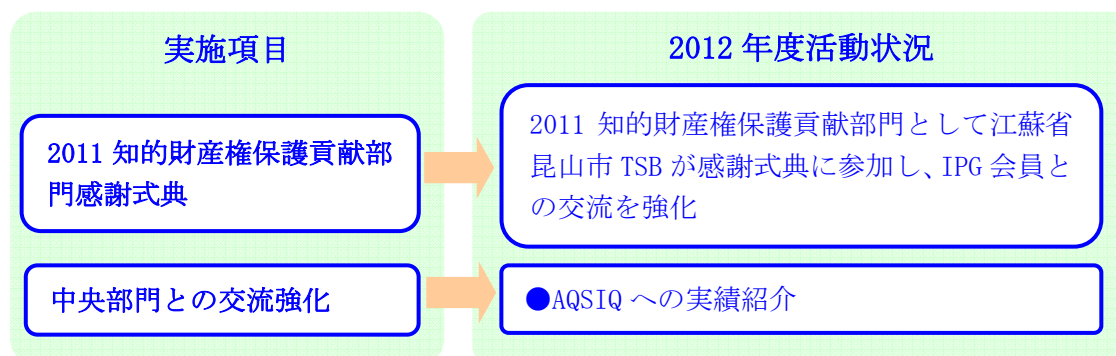
2012 年度に、継続テーマ「劣悪模倣品からの決別」のもと、フォーラムの枠組みにおいて実施された諸活動の状況、今後に向けての総括は、次のとおりである。

1. 2012 年度の活動状況

(1) 知財重視の雰囲気形成



(2) 理解促進・活動促進



(3) 地域・影響力拡大



2. 2012 年度活動評価

2012 年の本活動は、日中関係の悪化により各種連携事業が中止となるが多かった。年次総会や普及啓発活動といった年間の活動サイクルでも重要となる事業が見合わせとなったが、その中でも備忘録を利用した摘発活動では、江蘇省 TSB の方々に精力的にご対応頂いた。

FAX 一枚で日系企業から当局へ情報提供し、当局が主体的に摘発活動に乗り出すというスキームは、他の省では未だ実現できていない。その意味でも今年度、特に再犯業者の製造拠点に対し、情報提供から間を空けずに直ぐに対応頂いた姿勢には評価に値する。また定期的な会合や連絡でも、真摯に対応頂き、率直な提案や意見を頂いたことには日系企業にも非常に参考となった。

外部要因で積極的な連携活動はできなかったが、一番大切な日系企業への模倣対策活動に対しては、今まで以上に深化した取組ができたと考える。

3. 2013 年度に向けた課題

日中双方とも本活動の全面的な再開を希望しつつ、活動の 3 本柱である①備忘録活用の案件処理、②普及啓発活動、③意見交換及びトレーニングに重点を置き、より深い活動を目指していきたい。昨年度は十分な連携を果たせなかったため、まずはその再開が課題であるが、双方の今までの連携の歴史や江蘇省 TSB の従来からの友好的な姿勢に期待し、課題の解決に向きたい。

備忘録活用の案件処理では、特に工場摘発において、詳細な事前情報が必要となることから、なかなか FAX のみでの情報では不十分であることから、権利者側にとって更に何ができるか引き続き課題を検討していく必要がある。

4. 2013 年度活動計画

本報告書作成時における 2013 年度活動は、上海 IPG 側では今年度と同様の連携事業を希望しているが、今後両者間で引き続き詳細を検討し、適宜内容を見直し、活動の充実を図ることを予定している。

附属資料

1. 江蘇省 TSB-上海 IPG 保護連携フォーラム定款

第一条 目的

江蘇省質量技術監督局—上海 I P G ブランド保護連携フォーラム（以下、「連携フォーラム」という）は、江蘇省質量技術監督システム検査部門と、上海 I P G に参加する日系企業とで構成され、その目的は質量技術監督部門と日系企業とがブランド保護の面における協力を強化し、市場経済秩序を確立することにある。

第二条 趣旨

1. 江蘇省の経済発展及び日系企業の中国における発展のため、日系企業の江蘇省における経済交流、協調および協力を推進し、対話および経済連携を強化する。
2. 江蘇省質量技術監督部門と日系企業のために、ブランド保護、模倣品製造・販売取締などの面における問題を共同で相談するための対話の場を提供する。
3. 連携フォーラムに参加した江蘇省質量技術監督部門と日系企業が構築したネットワークを活用して、連携フォーラムメンバー間、またメンバー以外の日系企業との間でのブランド保護活動を支援する。

第三条 活動範囲

1. 定期的会合、セミナーおよびその他の具体的事例に関する検討会を開催し、ブランド保護、模倣品製造・販売取締など重要な問題を議論する。
2. 江蘇省地域の経済発展に影響を与える関係日系企業ブランド保護問題の動向を調査する。
3. 質量技術監督部門と日系企業との間で模倣品に関する情報の交換を行う。
4. 真贋製品識別トレーニングを実施し、ブランド保護の方法及び技術に関する情報交流を行い、模倣品取締業務のために必要な専門的支援を行う。
5. 積極的に広報活動を展開し、消費者に対して教育を行う。
6. 連携フォーラムにより構築したネットワークを通じて、質量技術監督部門と日系企業間での連絡を強化する。
7. その他のブランド保護に役立つ活動を展開する。

第四条 連携フォーラムメンバーの権利

1. 連携フォーラムの活動に参加すること
2. 連携フォーラムの活動に対する提案を行うこと
3. 連携フォーラムが提供する情報を取得し、連携フォーラムの情報データベースを優先利用すること
4. 連携フォーラムに特定問題に関する検討会等の開催を依頼すること
5. 連携フォーラムにより構築するネットワークを通じて、情報提供および支援を依頼し、提供すること

第五条 連携フォーラムメンバーの義務

1. 連携フォーラム定款及び関係規定を遵守すること

2. 連携フォーラムの決議を執行すること
3. 連携フォーラムイメージと合法的権利を維持・保護すること
4. 積極的に連携フォーラムに真実かつ信頼に足る資料及び情報を提供すること
5. 連携フォーラムが規定したその他の関連義務を遵守すること

第六条 連携フォーラムメンバーは、連絡者制度を使って連絡を行う。

第七条 連携フォーラムメンバー代表総会は毎年少なくとも1回開催し、江蘇省質量技術監督局、上海日本 IPG が共同で開催する。

第八条 連携フォーラムメンバーが連携フォーラムから脱会するときは、書面で連携フォーラムに通知し、かつメンバーの証明書類を返還しなければならない。

第九条 連携フォーラムメンバーに、中華人民共和国法律法規に重大に違反する行為がある場合、または本定款に重大に違反する行為がある場合、除名する。

第十条 本定款の解釈権は連携フォーラムに属す。

第十一条 本定款は連携フォーラム設立総会での決議をもって発効する。

2. 江蘇省 TSB/上海 IPG(日資企業知識産権保護連盟) /日本貿易振興機構上海代表処 ブランド保護連携覚書

第一条 連携趣旨

模倣粗悪品に対し、より一層有効、的確かつ緻密な対策を行うことにより模倣粗悪品に対する打撃を強化し、市場経済秩序の整頓と規範化を遂行するために、江蘇省質量技術監督局と上海IPG（日資企業知識産権保護連盟）及び日本貿易振興機構上海代表処は各自の利点を十分に発揮し、中国の法律・法規を遵守することを前提として、情報共有体制、緊密連絡体制、模倣品連合対策体制を構築し、模倣品対策の規模と内容を拡大充実させ、ブランド保護を共同で推進していくこととする。

第二条 連携三方

1. 江蘇省質量技術監督部門。江蘇省の省、市、県それぞれの質量技術監督部門を代表する。
2. 上海IPG（日資企業知識産権保護連盟）。上海IPGに所属し、本活動に自ら参加の意を表明した企業をいう（略称“参加企業”）。
3. 日本貿易振興機構上海代表処。上海IPG（日資企業知識産権保護連盟）事務局を代表する（略称“事務局”）。

第三条 連携内容

1. 江蘇省質量技術監督部門の作業内容

- （1）参加企業からの通報を受理し、法律に従い確認、摘発する。確認、摘発にあたり、当該案件にかかる模倣被疑品の鑑定が必要な場合には、写真または現物を通報企業に提供する。
- （2）参加企業からの通報に基づく確認、摘発を実施した場合には、適時に確認、摘発結果を事務局に提供する。
- （3）参加企業または事務局より本活動にかかる案件の進捗状況等について照会を受けた場合には、速やかに回答する。

2. 参加企業の作業内容

- （1）「申立書」（別紙1）のフォーマットに基づき、模倣品の情報を江蘇省質量技術監督部門に提供する。
- （2）本活動の担当者を特定し、当該担当者の氏名、役職、連絡先を事務局を通じ江蘇省質量技術監督局に提供する。担当者の変更があった場合には、速やかに新規担当者の情報を提供する。
- （3）江蘇省質量技術監督局より模倣被疑品の写真または現物を添えて鑑定要請を受けた場合には、所定の期間内に鑑定を実施し、結果を書面にて江蘇省質量技術監督局に連絡する。
- （4）江蘇省質量技術監督局より関連案件処理に必要な事項について照会を受けた場合には、当該事項が確認不可能な事項または営業秘密など外部への提示が不可能な事項である場合を除き、速やかに回答する。

3. 事務局の作業内容

- （1）本活動の参加企業リストを作成、更新し、当事者間で適宜共有する。
- （2）本活動にかかる案件状況リストを作成し、当事者間で適宜共有する。
- （3）江蘇省質量技術監督局または参加企業より本活動に付随して生じた問題について照会を受けた場合には、速やかに回答する。

第四条 連携体制

本活動では連絡員制度を実行する。江蘇省質量技術監督局、事務局、各参加企業はそれぞれ本活動の連絡員を1名設置する。事務局は連絡員リストの作成、更新、配布を担当する。
各方の連絡員は、「作業フロー図」（別紙2）中の図表に沿って作業を遂行する。

第五条 その他

1. 各方は、本覚書に関連する機密情報を、他人に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ相手方からの書面による承認を得たときは、この限りではない。
2. 本覚書の効力は、三方署名の日から発効する。今後の協力において、本覚書に定めのない状況が発生した場合、あるいは変更を必要とする事項がある場合は、三方友好協議のうえこれを調整するものとする。本覚書の下での各方協力関係は、署名の日より開始するものとし、いずれか一方の意向あるいは各方の了解の下、何時でも終了できるものとする。

本覚書は、2010年4月27日、中華人民共和国江蘇省南京市において、中文3部と日文3部に共同署名した。三方で各1セットを所有し、日文中文ともに同等の効力を有するものとする。両版に齟齬がある場合には、中分を基準とする。

江蘇省質量技術監督局 日本貿易振興機構上海代表処 上海IPG（日資企業知識産権保護連盟）

署名者

署名者

署名者

2010年4月27日

3. 上海 IPG の紹介

(1) 上海 IPG (Intellectual Property Group) とは

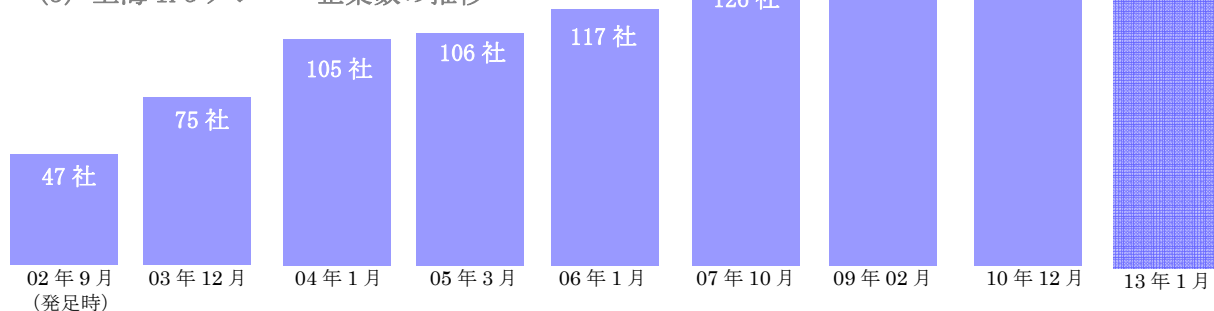
日系企業が海外でビジネスを行う際に、近年ますます重要性を増しているのが、特許や商標をはじめとする知的財産権です。IPG は、知的財産関連の諸問題に対処するため、情報交換の場として、更に現地政府との協力活動を行う母体として発足した日系企業の団体です。

上海 IPG は、2002 年 9 月に、上海において当時 47 社で発足し、「情報発信・情報共有」「模倣品問題解決」「直近課題解決のための支援」を 3 つの柱として活動を行っています。2 か月に 1 度全体会合を開催するほか、現地の知的財産権関連政府機関との間で、協力関係の構築を進めています。会員企業間の情報交換から中国政府との連携活動まで、その活動範囲は徐々に拡大し、会員数も 2012 年 2 月現在で、167 社にまで増えています。

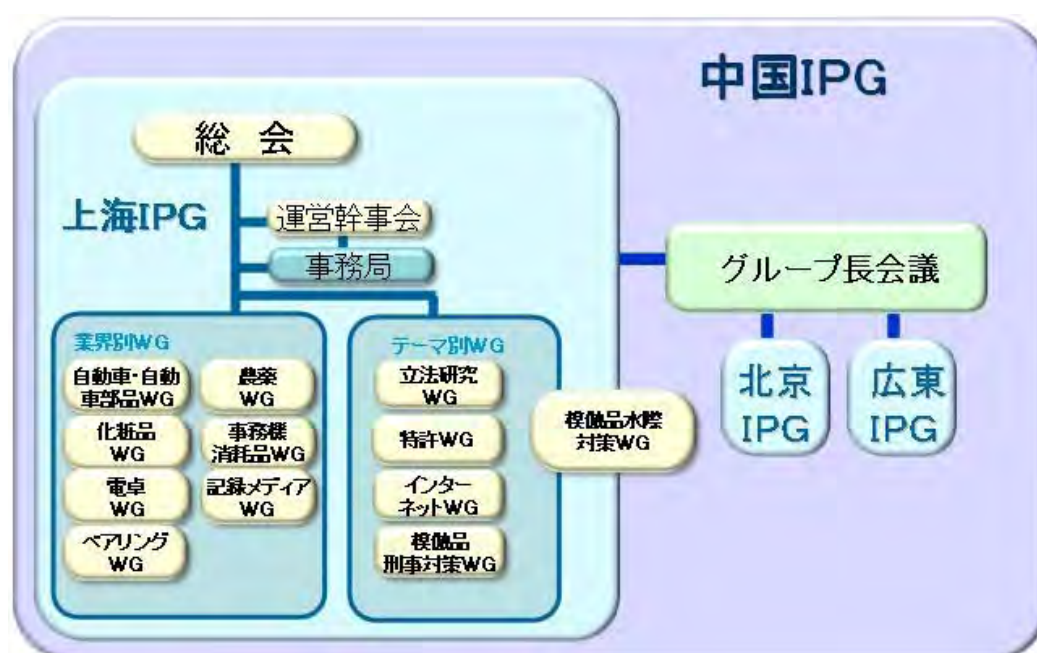
(2) IPG 活動理念

IPG は、参加する企業/団体のビジネス活動最前線である中国の現場において、全てのメンバー企業/団体が主体となり、各々が有する知的財産権の保護のみならず、中国の経済発展と全世界の消費者保護のため、積極的に知的財産に関する課題の解決に取り組み、更なる中日関係の構築を目指す。

(3) 上海 IPG メンバー企業数の推移



(4) 上海 IPG 組織図



(5) ワーキング・グループ活動

知的財産権問題の中でも業界、企業によって抱える課題、解決すべき問題点は異なっている。特に、上海 IPG メンバー企業数の増加に伴い、それら異なる個別の課題・問題解決へ向けた活動実施のニーズが高まりを見せた。

2005 年、模倣品の海外流出に悩むメンバーを中心に、「模倣品水際対策ワーキング・グループ」が設置され、水際対策に関する情報交換及び中国税関との交流活動が開始された。また 2007 年以降、個別の課題解決へ向けた取り組みを実施するため、業界・テーマ別のワーキング・グループ(以下「WG」ともいう)が複数設置された。

模倣品ビジネスの巧妙化が進み、問題も複雑化し、模倣行為に対してはより高度な対策を余儀なくされる中、各ワーキング・グループが課題解決に向けた具体的な活動を積極的に実施することで経験が蓄積されるとともに、メンバー・参加者の専門性が高まり、個別の問題解決に向けた活動はより高度化、活発化した。

■上海 IPG ワーキング・グループ一覧

名称	設立時間	メンバー数
模倣品水際対策 WG	2005 年 9 月	38 社
立法・研究 WG	2009 年 6 月	17 社
特許 WG	2009 年 8 月	15 社
インターネット知財対策 WG	2010 年 2 月	19 社
模倣品刑事対策 WG	2012 年 2 月	6 社
化粧品 WG	2007 年 6 月	11 社
自動車・自動車部品 WG	2007 年 6 月	8 社
事務機消耗品 WG	2007 年 8 月	7 社
農薬 WG	2007 年 6 月	6 社
電卓 WG	2008 年 12 月	4 社
ベアリング	2009 年 12 月	6 社



〔特許庁委託〕
江蘇省TSB－上海IPGブランド保護連携フォーラム
2012年次報告書

〔発行〕
日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部
T E L : 021-6270-0489
F A X : 021-6270-0499

2013年3月発行 禁無断転載